

若桜町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

若桜町

はじめに



我が国の高齢化が急激に進行する中、本町における高齢者人口は、2015年の1,477人から、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には1,282人となり、高齢化率は45.2%から52.3%まで上昇することが見込まれ、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者のさらなる増加と、これに伴う保険給付費の増大が予測されます。

こうした状況を踏まえ、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、町民と協働して地域ごとに医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

さらに、2040年には我が国の高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中において社会活力の維持向上のため、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・福祉サービス改革への取組が求められています。

高齢者が生きがいを持って、地域で支え合い、生涯明るく健やかで安心した生活を営むことができる町づくりを基本理念とした本計画に基づき、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年度を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を着実に推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向け、町民の皆様のさらなるご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

若桜町長 矢部 康樹

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の法的根拠と性格.....	3
3 他計画との関係.....	4
4 計画の策定期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 計画策定後の点検体制.....	5
7 基本指針に沿った計画の改訂ポイント.....	6
第2章 高齢者を取り巻く環境	9
1 高齢者の現状.....	9
2 介護保険サービスの利用状況.....	12
3 介護給付実績データからみた現状.....	14
4 調査の結果.....	17
5 高齢者等の今後の予測.....	26
6 第7期計画における目標指標の評価.....	27
7 第8期計画の策定に向けた課題整理.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 施策の体系.....	35
4 日常生活圏域の設定.....	37
第4章 施策の展開	41
基本目標1 高齢者の生きがいや自立支援に向けた施策の推進.....	41
1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進.....	41
2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	43
3 地域支援事業の充実.....	44
4 包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表.....	52
5 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標設定.....	53
基本目標2 安心安全な暮らしを守るための支援体制.....	54
1 高齢者福祉事業.....	54
2 家族介護者に対する支援.....	56
3 安心安全な地域づくり.....	57
4 感染症対策における体制整備.....	58

基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	59
1 若桜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進.....	59
2 在宅医療・介護連携の推進.....	59
3 認知症施策の推進.....	60
4 生活支援・介護予防サービスの体制整備.....	62
5 地域ケア会議の推進.....	63
6 高齢者の居住安定に係る施策との連携.....	64
7 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上.....	64
基本目標4 持続可能な介護保険事業の運営.....	65
1 介護保険給付サービスの体系.....	65
2 介護給付サービスの実績と見込み.....	66
3 安心できる介護保険の運営.....	75
4 適正な介護保険料をめざして.....	79
5 介護保険料の推計.....	81
資 料 編.....	89
1 若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱.....	89
2 若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会名簿.....	90

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における我が国の介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。介護保険制度が創設されてから20年が経過する中、高齢者を社会全体で支えていく仕組みとして定着、発展しています。高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加や多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保等が課題となっています。

このようなことから、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制づくりが必要となります。そのためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことが不可欠となっています。

令和元年6月に認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたほか、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されるなど、介護保険法の改正が進められています。

若桜町（以下、「本町」という。）では、こうした状況を踏まえ、計画策定のための基本指針に沿って地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、若桜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）を策定しました。

2 計画の法的根拠と性格

第8期計画は、これまでの計画と同様に介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」と、老人福祉法第20条の8の規定による「老人福祉計画」を一体のものとして策定するものです。また、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域共生社会」の実現をめざした計画です。

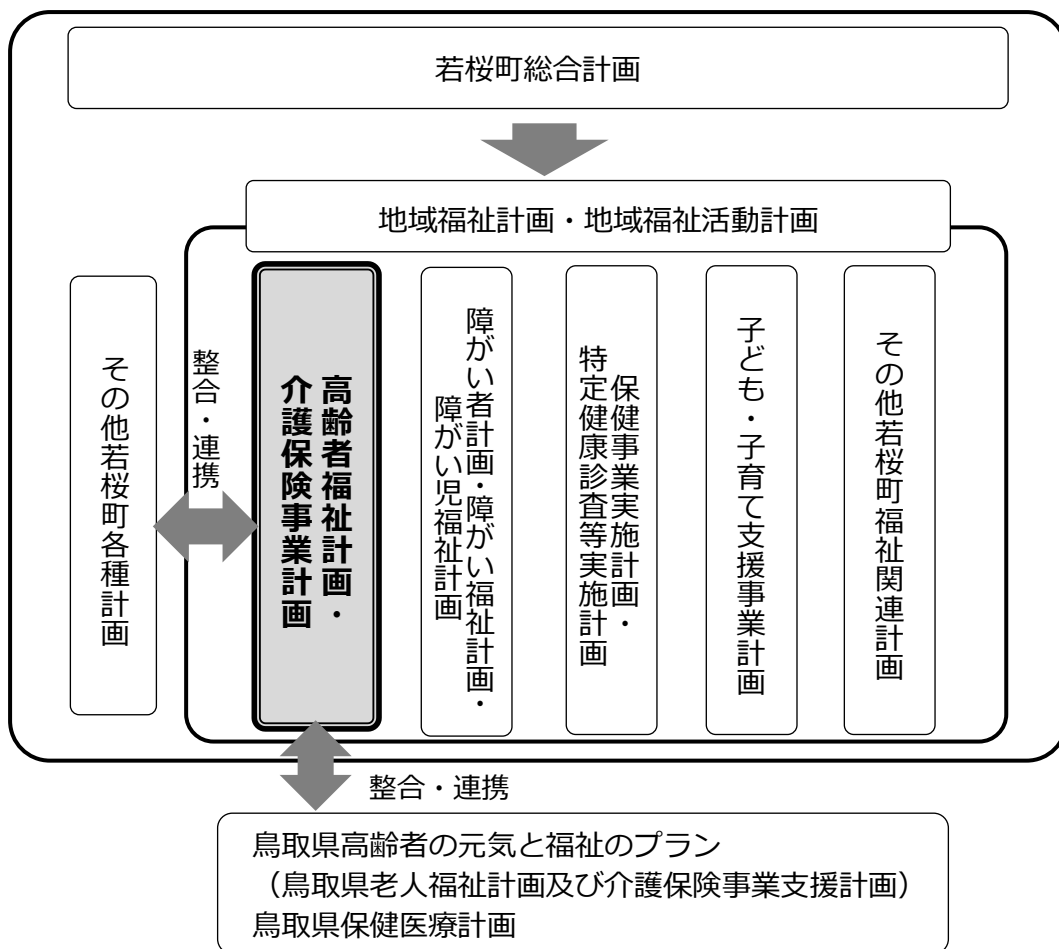
3 他計画との関係

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域での医療・介護のサービスを総合的に確保することが重要となります。

そのため、第8期計画は総合計画や地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等との整合性を確保するとともに、地域防災計画等その他本町の各種計画との調和が保たれたものとしします。

さらに、第8期計画と県の介護保険事業支援計画、医療計画との連携を図ります。

■ 他計画との関係



4 計画の策定期間

介護保険料は、概ね3年を通じ財政の均衡を保つために、算定基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量的見込み等を定めるため、3年を1期として作成しています。このような理由により、第8期計画は令和3年から令和5年までの3か年を計画期間とします。

5 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題やめざすべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとする事が求められています。このため、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表者、老人クラブ連合会役員等の中から委員を選定し、策定委員会を開催しました。

(2) 地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用により、高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域共通の課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防及び重度化予防に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や社会基盤の整備に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげます。

地域ケア会議は、包括支援センターが運営しており、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討し、施策につなげていきます。

(3) 住民意見の反映

住民意見を反映するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施によるニーズや要望等の把握に努めました。(調査結果は、「第2章 4 調査の結果」に記載)

また、町民の方から広くご意見・ご提案を伺うため、パブリックコメント(町民意見募集)を実施しました。

6 計画策定後の点検体制

施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査・分析をし、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金に係る評価指標の評価結果も活用して実績に関する評価を行います。

また、「若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を開催し、進捗状況の把握、評価を行います。

7 基本指針に沿った計画の改訂ポイント

第8期計画の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて改訂されました。

- ① **2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
 - 団塊世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② **地域共生社会の実現**
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
 - ※ 地域共生社会…社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- ③ **介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- ④ **有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化**
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ⑤ **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組や「通いの場」の拡充等について記載）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ⑥ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- ⑦ **災害や感染症対策に係る具体的な取組を記載**
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章

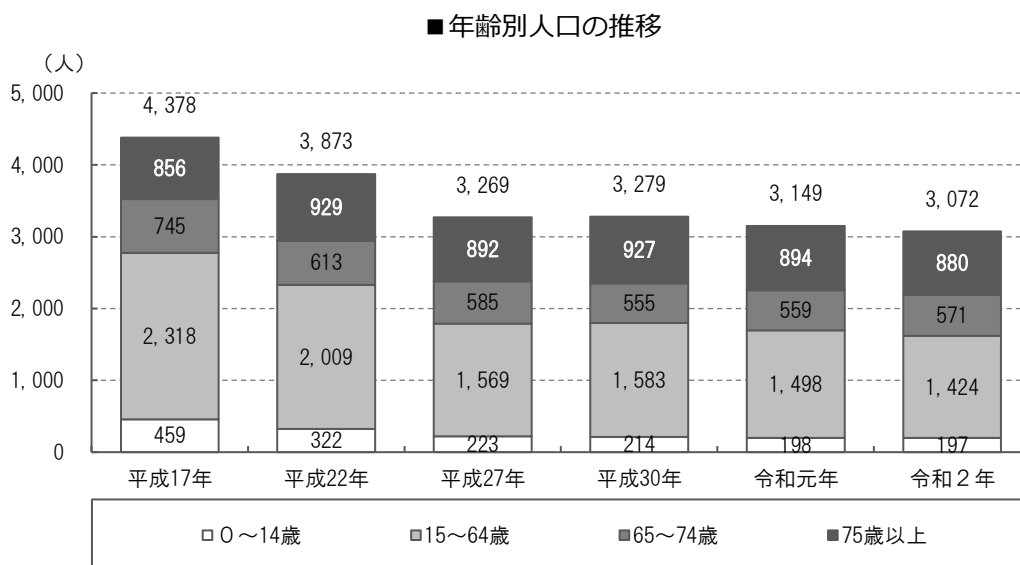
高齢者を取り巻く環境

第2章 高齢者を取り巻く環境

1 高齢者の現状

(1) 年齢別人口の推移

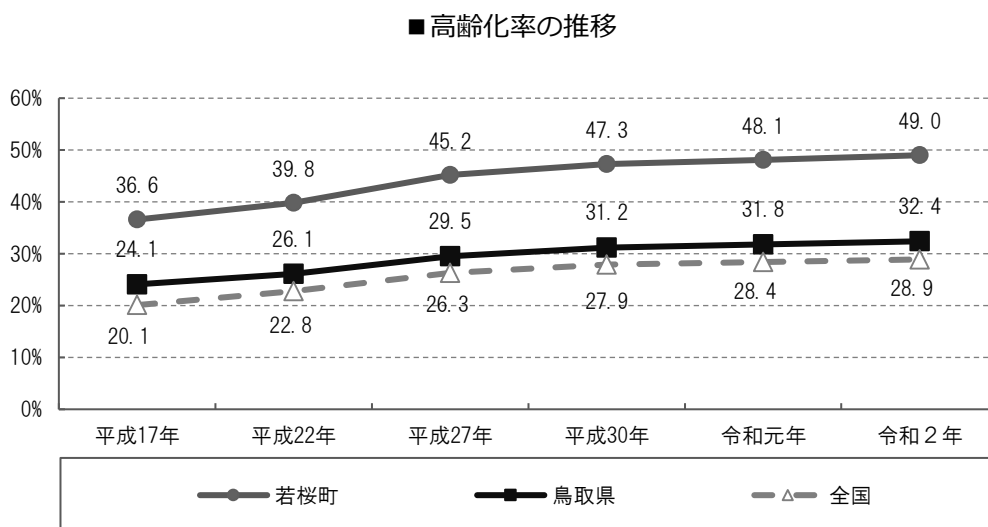
人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和2年には3,072人となっています。また、75歳以上人口は、900人前後で推移しています。



資料：平成27年までは国勢調査、平成30年以降は住民基本台帳(各年9月末時点)

(2) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、上昇し続けており、令和2年には49.0%となっています。また、本町の高齢化率は、国・県を大きく上回っています。



資料：平成27年までは国勢調査、平成30年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和2年には998世帯となっています。また、高齢者世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯は増加傾向にあります。

■世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数(世帯)	1,487	1,403	1,269	1,326
65歳以上の高齢者のいる世帯	1,042	1,004	946	998
高齢者単身世帯	215	222	242	337
高齢者のみの夫婦世帯	247	306	306	661*
その他同居世帯	580	476	398	

資料：平成27年までは国勢調査、令和2年は住民基本台帳(9月末時点)

※ 高齢者のみの世帯は594世帯(夫婦世帯以外の世帯含む)

(4) 高齢者の健康づくりの状況

① 平均寿命

平成27年度のデータでは、平均寿命は男性79.8歳・女性86.8歳となっています。しかし、国、県、同規模自治体は男性80歳を、女性87歳を超えているため、国・県・同規模自治体より平均寿命は短いといえます。

■平均寿命一覧

	若桜町	同規模自治体	鳥取県	全国
男性(歳)	79.8	80.5	80.2	80.8
女性(歳)	86.8	87.0	87.3	87.0

資料：国民健康保険連合会「KDB(国民健康保険データベース)データ」

② 特定健康診査の受診状況について

令和元年度のデータをみると、男性・女性いずれも年代が上がるにつれて受診率が高くなる傾向にあり、国民健康保険における町全体の受診率が50%と、県内第2位となっています。

■年代別受診率

	国民健康保険					後期高齢者医療
	40歳代	50歳代	60歳代	70~74歳	平均	75歳以上
男性(%)	32.1	22.2	50.8	49.5	48.4	59.1
女性(%)	13.3	28.0	57.9	64.2	55.3	57.5
平均(%)	25.6	24.6	54.4	57.1	50.0	58.1

資料：国民健康保険連合会「KDB(国民健康保険データベース)データ」

③ 死亡原因の状況

平成27年度の死亡原因をみると、1位：がん、2位：心臓病、3位：脳疾患となっています。これは国・県・同規模自治体と順位は同じですが、割合をみると最も低くなっています。

■死亡割合

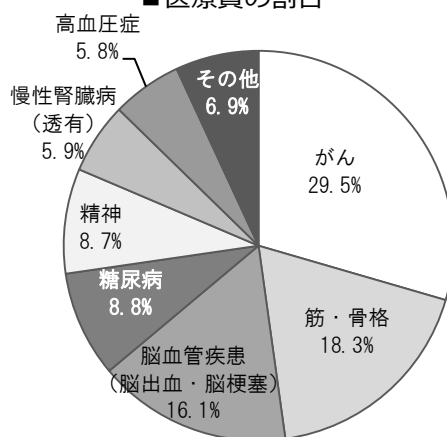
	若桜町	同規模自治体	鳥取県	全国
がん(%)	20.4	23.7	27.5	28.9
心臓病(%)	14.4	15.8	14.5	15.9
脳疾患(%)	6.0	14.5	9.8	8.5

資料：国民健康保険連合会「KDB(国民健康保険データベース)データ」

④ 医療費の割合

令和元年度の医療費をみると、死亡原因の1位である「がん」が29.5%で最も高く、次いで「筋・骨格」(18.3%)、「脳血管疾患(脳出血・脳梗塞)」(16.1%)となっています。

■医療費の割合

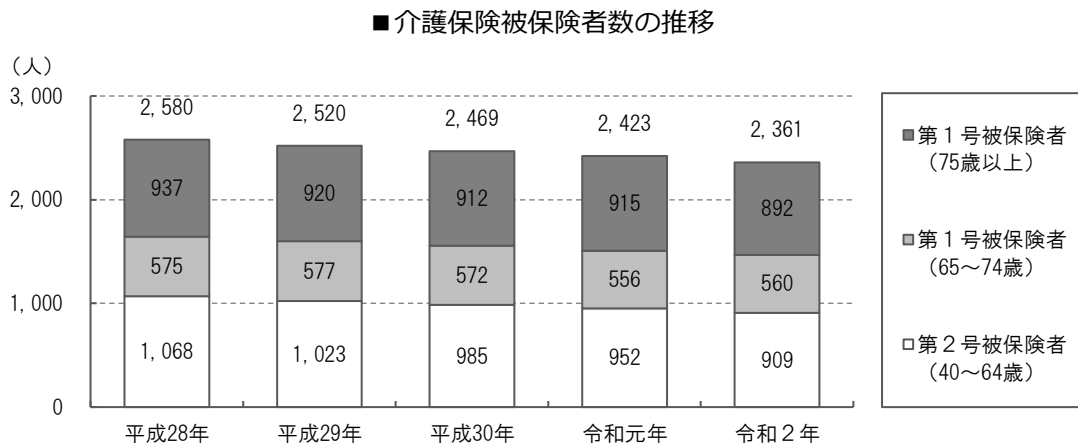


資料：国民健康保険連合会「KDB(国民健康保険データベース)データ」

2 介護保険サービスの利用状況

(1) 被保険者数の推移

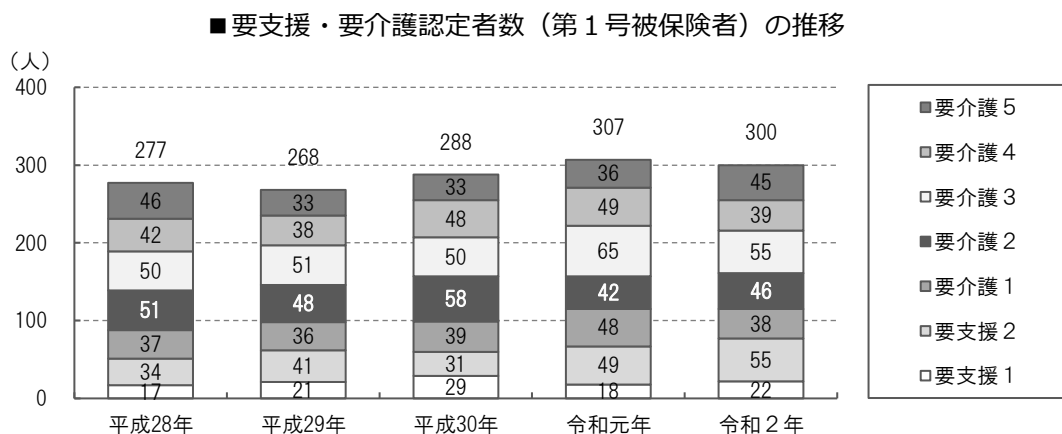
被保険者数の推移をみると、減少し続けており、令和2年には2,361人となっています。特に、第2号被保険者数は平成28年と比べて159人減少しています。



資料：第1号被保険者数：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）、
第2号被保険者数：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

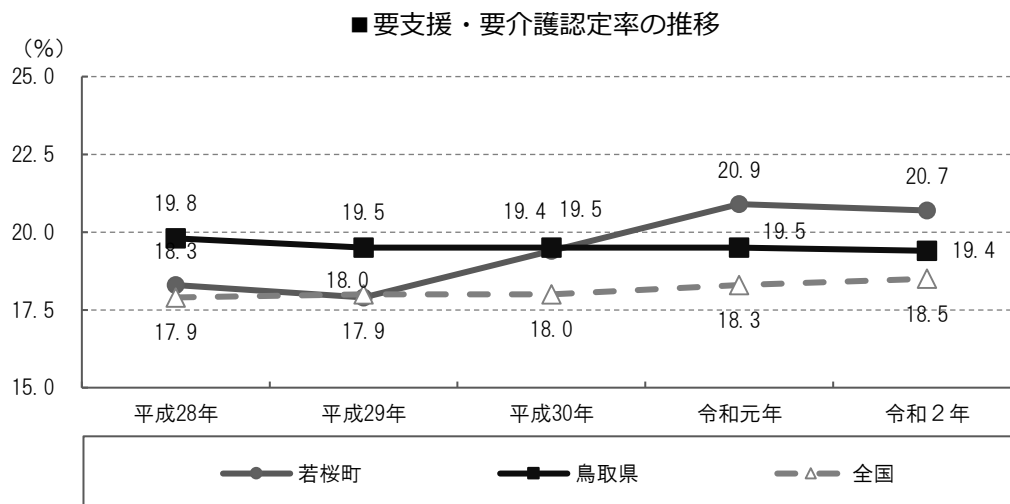
要支援・要介護認定者（第1号被保険者）の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和2年には300人となっています。また、要介護度別にみると、要支援認定者は増加傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

(3) 要支援・要介護認定率の推移

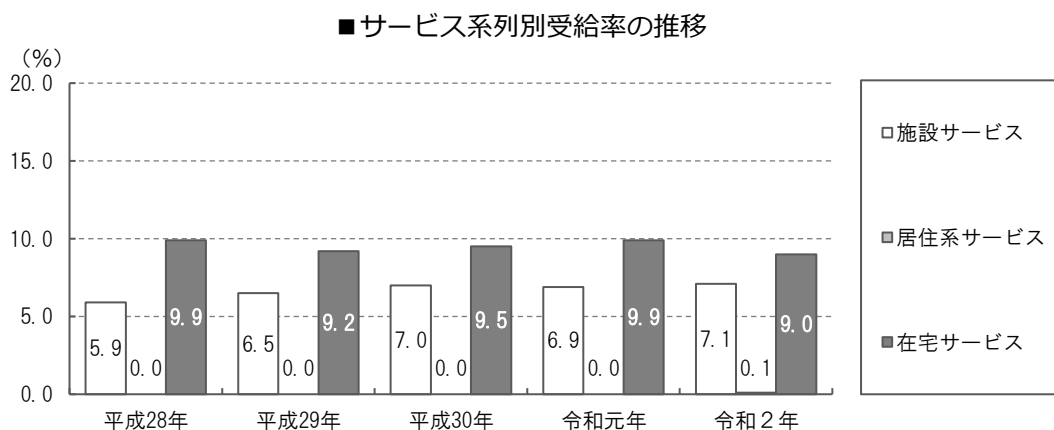
要支援・要介護認定率の推移をみると、上昇傾向で推移しており、令和2年には20.7%となっています。また、本町の認定率は令和元年以降、国・県を上回っています。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

(4) 受給率の推移

受給率の推移をみると、在宅サービスはおおよそ横ばいで推移しており、施設サービスは増加傾向で推移しています。

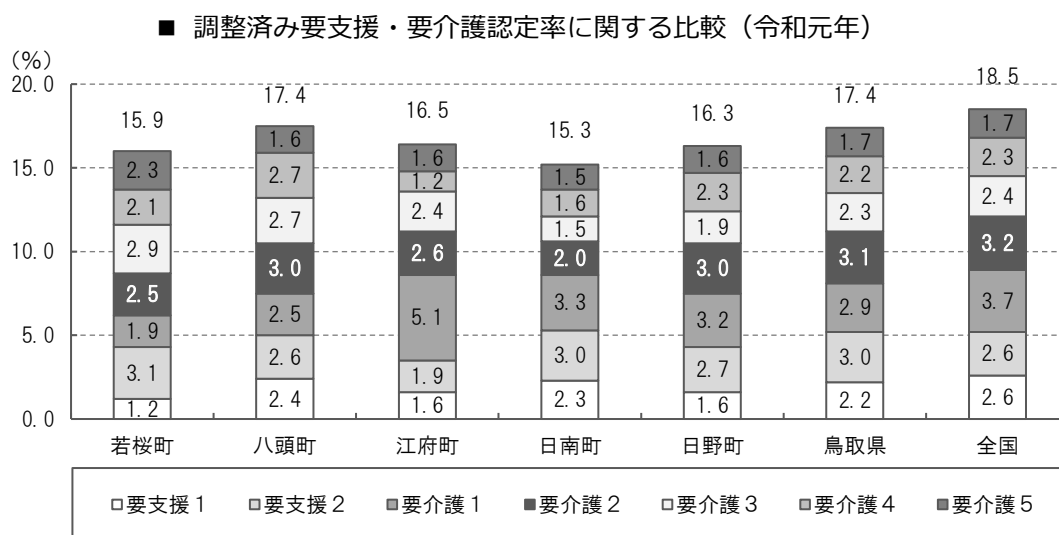


資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和2年10月13日取得）

3 介護給付実績データからみた現状

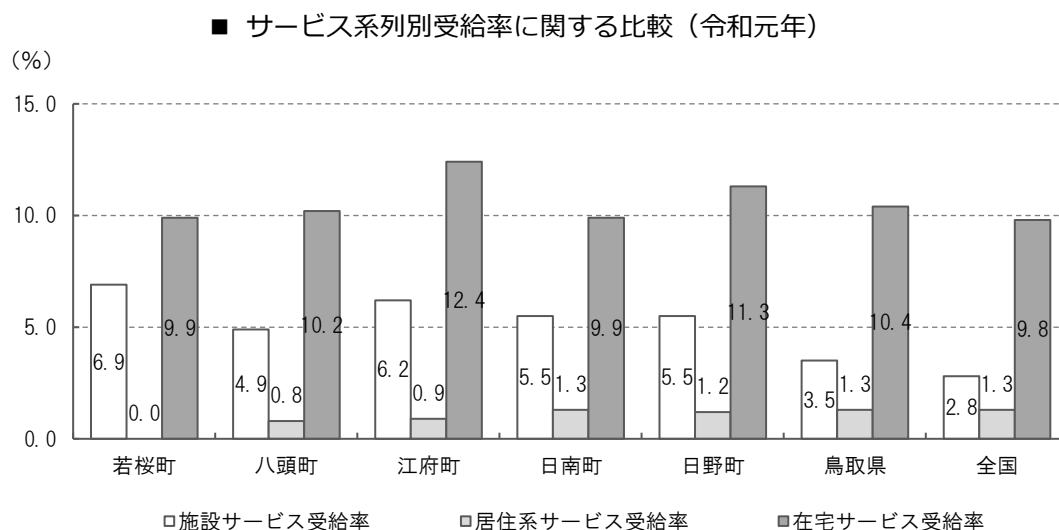
地域包括ケア「見える化」システムを活用し、取得データから他地域との比較を行うことにより、本町における地域の特徴を分析しました。

- ① 調整済み要支援・要介護認定率は日南町に次いで低く、国・県より低い状況です。また、要介護度別にみると、本町は「要支援2」や「要介護3」、「要介護5」の対象者の割合が比較的高くなっています。



資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和2年10月13日取得）

- ② 在宅サービス受給率は県内の比較自治体の中で最も低く、県より低い状況です。一方、施設サービス受給率は比較自治体の中で最も高く、国・県より高くなっています。



資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和2年10月13日取得）

- ③ 受給者1人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）は県内の比較自治体の中でも低い傾向にあり、いずれの年においても国・県より低い状況です。

■ 受給者1人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）に関する比較

単位：円

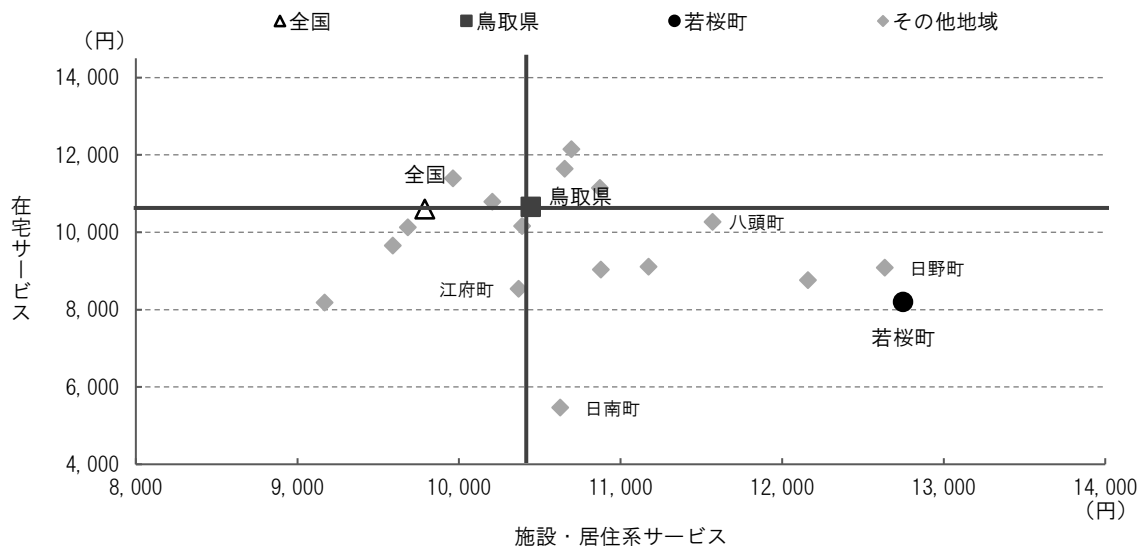
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
若桜町	103,353	106,953	117,807	105,358	94,713
八頭町	117,266	126,025	130,337	131,836	129,229
江府町	126,445	123,287	118,412	118,284	114,974
日南町	108,526	108,631	99,437	99,350	85,483
日野町	120,806	120,199	126,306	121,651	129,623
鳥取県	122,991	127,580	130,706	131,412	130,288
全 国	117,649	125,301	128,185	128,900	128,263

資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和2年10月13日取得）

- ④ 施設・居住系サービスと在宅サービスの給付月額の分布をみると、在宅サービスは県内で日南町に次いで低くなっています。
一方、施設・居住系サービスは県内で最も高くなっています。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額

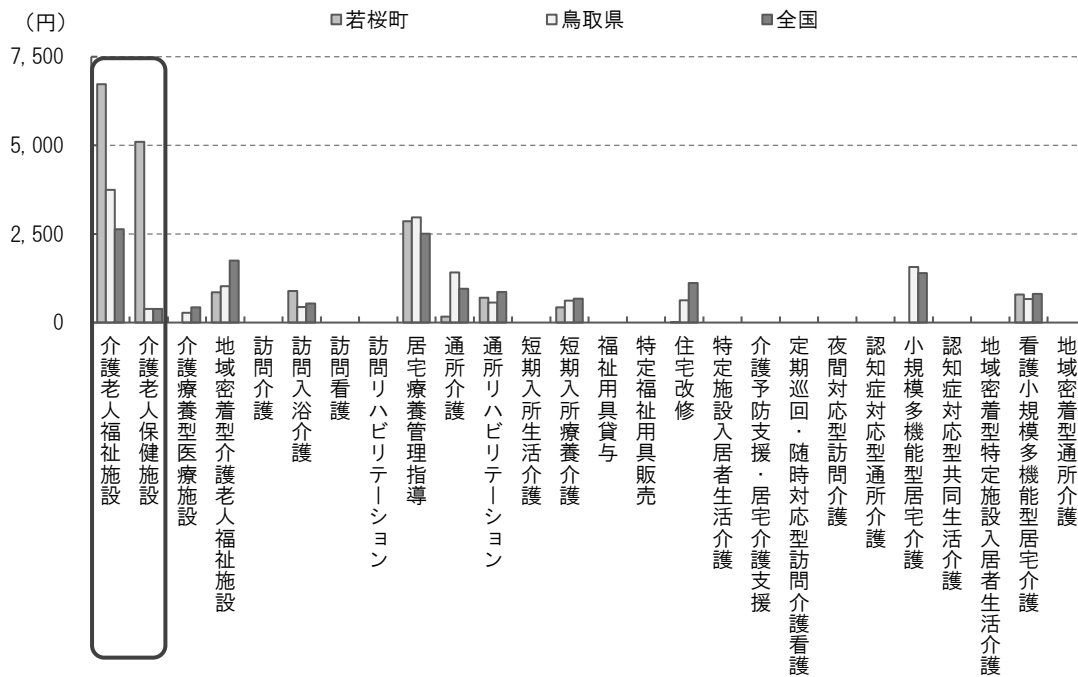
（在宅サービス、施設・居住系サービス）に関する分布（平成30年）【性・年齢調整後】



資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和2年10月13日取得）

⑤ 第1号被保険者1人あたり給付月額をサービス種類別にみると、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」が国・県より大幅に高くなっています。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額
(サービス種類別)に関する比較(令和元年)【性・年齢調整後】



資料:厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』(令和2年10月13日取得)



4 調査の結果

第8期計画を策定するにあたって、地域の課題やニーズを把握するため、高齢者や要支援・要介護認定者の生活状況やサービスニーズ、さらには認定者を主に介護する介護者の介護実態等を調査しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前的高齢者に対する「要介護度の悪化につながるリスクの発生状況」や「要介護度の悪化に影響を与える日常生活の状況」を把握し、地域包括ケアシステム構築のための地域課題の抽出とサービス基盤の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

■ 調査の実施状況

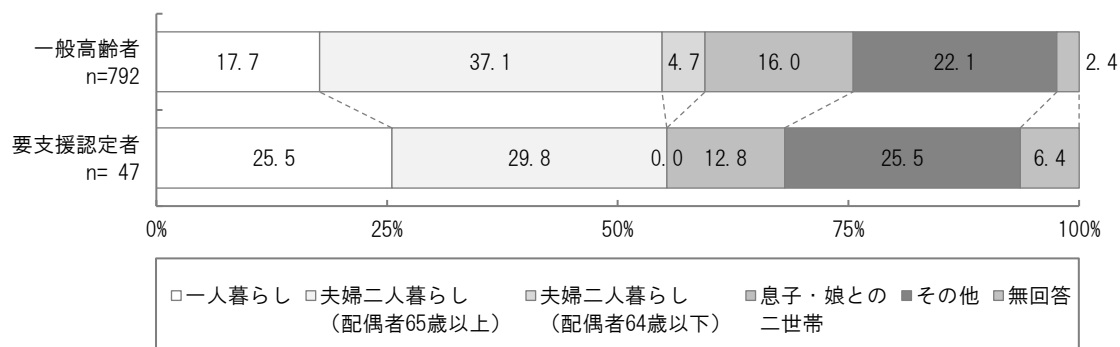
調査対象者	町内に居住する65歳以上の方(要介護1以上を除く)
調査期間	令和2年6月19日～7月3日
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布・回答状況	①一般高齢者 配布数:1,128件 回答数:792件 (回収率:70.2%) ②要支援認定者 配布数:73件 回答数:47件 (回収率:64.4%)

① 家族構成

家族構成をみると、一般高齢者では「夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)」(37.1%)が最も多く、「一人暮らし」の割合は17.7%となっています。

要支援認定者も同様に「夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)」(29.8%)が最も多く、「一人暮らし」の割合は25.5%となっています。

■ 家族構成

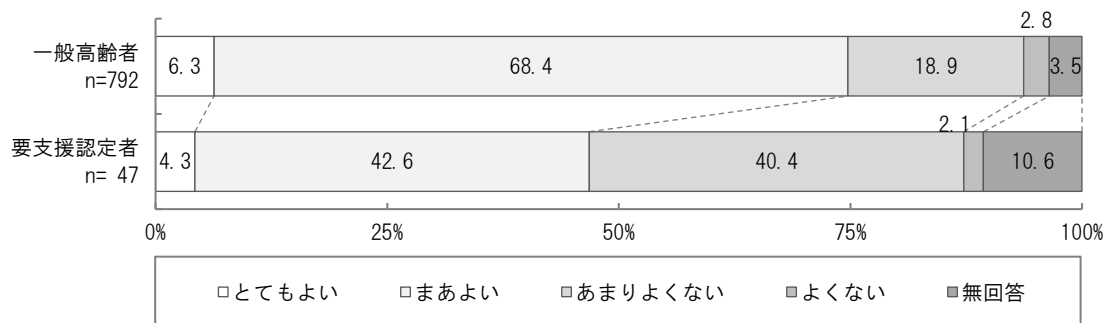


② 主観的健康感

現在の主観的健康感をみると、一般高齢者では「まあよい」(68.4%)、「とてもよい」(6.3%)を合わせた74.7%が健康と感じています。

要支援認定者では「まあよい」(42.6%)、「とてもよい」(4.3%)を合わせた46.9%が健康と感じています。

■ 現在の主観的健康感

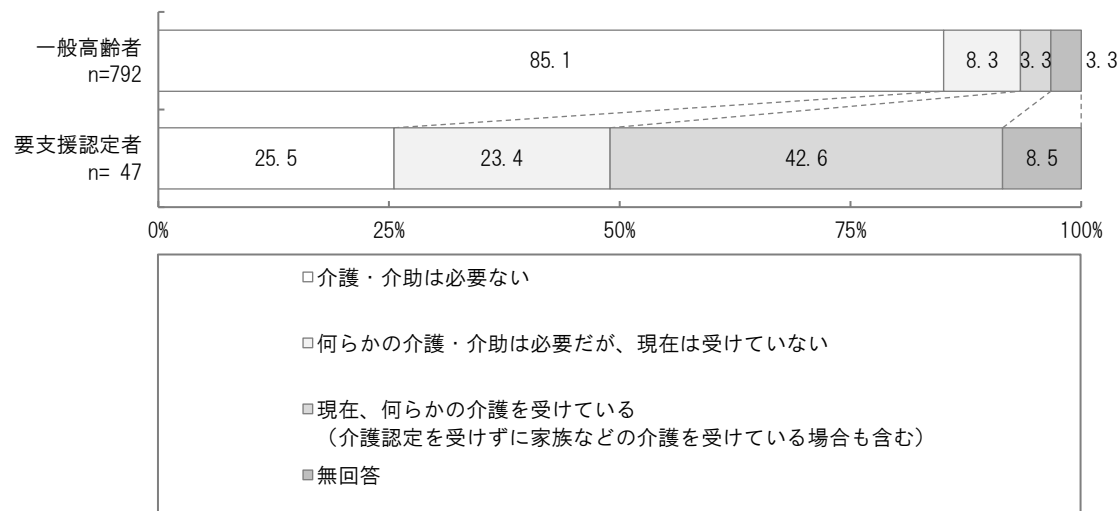


③ 介護・介助の必要性

普段の生活で介護・介助が必要かをみると、一般高齢者では「介護・介助は必要ない」(85.1%)が最も多くなっています。

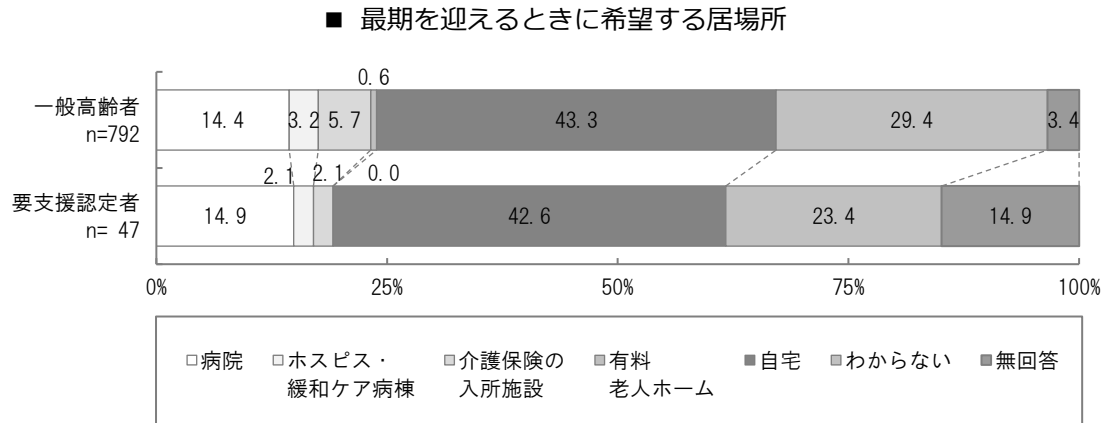
要支援認定者では「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」(42.6%)が最も多くなっています。

■ 普段の生活で介護・介助が必要か



④ 最期を迎えるときに希望する居場所

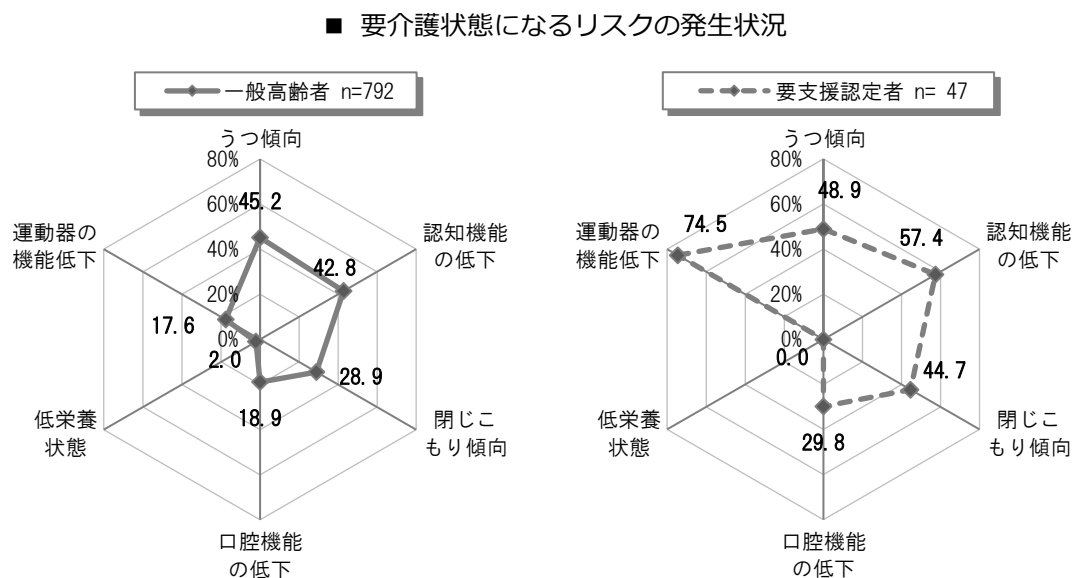
最期を迎えるときに希望する居場所をみると、一般高齢者・要支援認定者ともに「自宅」(43.3%・42.6%)が最も多くなっています。



⑤ 要介護状態になるリスクの発生状況

高齢者の要介護度の悪化につながるリスクを6つに分け、リスク該当者の出現率をみると、一般高齢者では「うつ傾向」(45.2%)が最も多く、次いで「認知機能の低下」(42.8%)、「閉じこもり傾向」(28.9%)、「口腔機能の低下」(18.9%)の順となっています。

要支援認定者では、「運動器の機能低下」(74.5%)が最も多く、次いで「認知機能の低下」(57.4%)、「うつ傾向」(48.9%)、「閉じこもり傾向」(44.7%)の順となっています。

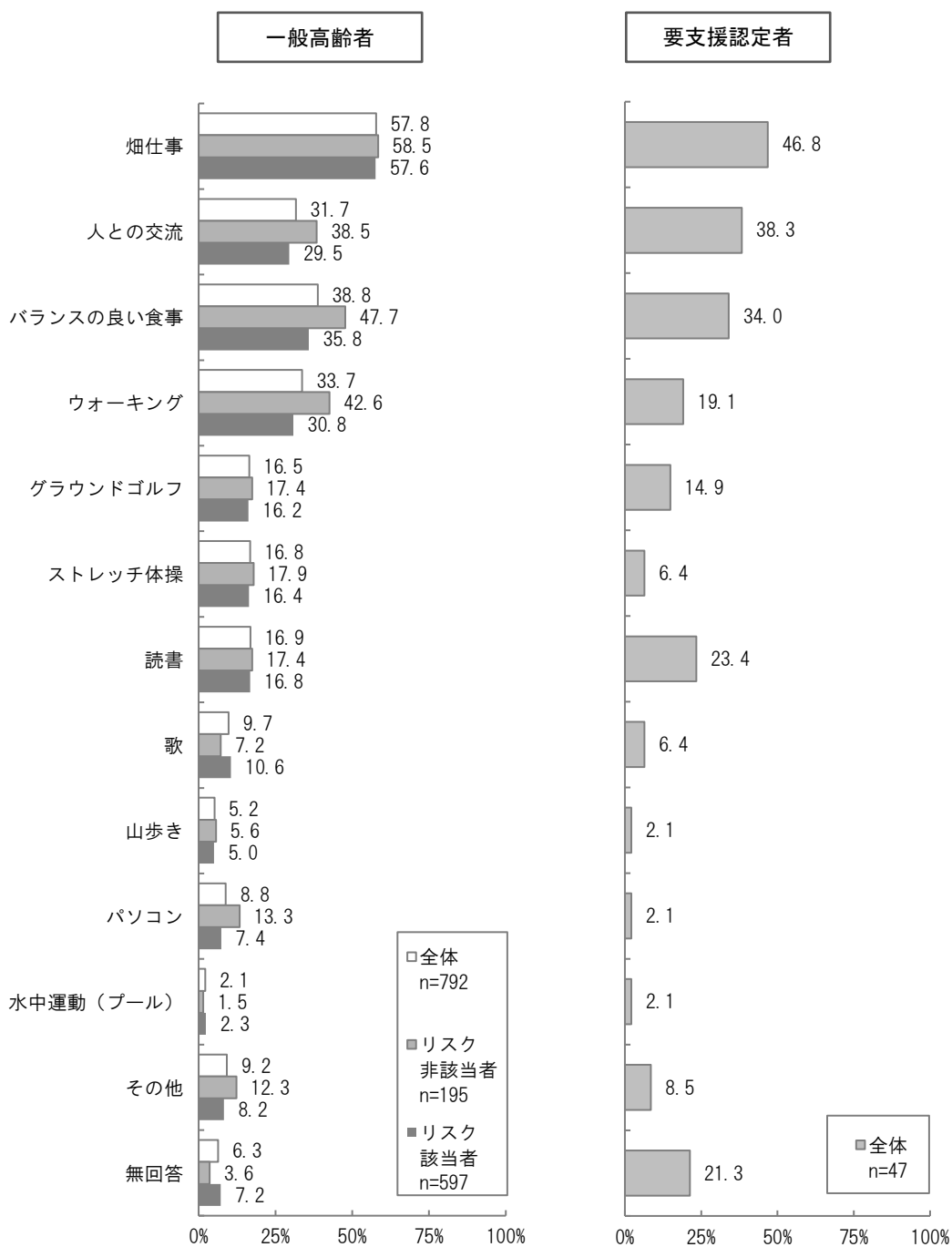


⑥ 健康維持のためにやりたいこと・行っていること

健康維持のためにやりたいこと・行っていることをみると、一般高齢者では「畑仕事」(57.8%) が最も多く、次いで「バランスの良い食事」(38.8%)、「ウォーキング」(33.7%) の順となっています。

要支援認定者では「畑仕事」(46.8%) が最も多く、次いで「人との交流」(38.3%)、「バランスの良い食事」(34.0%) の順となっています。

■ 健康維持のためにやりたいこと・行っていること

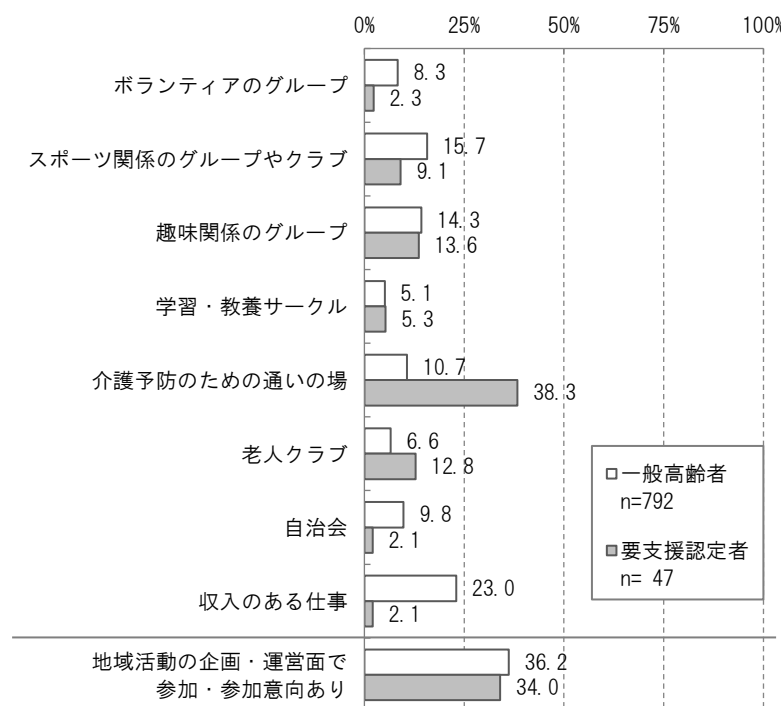


⑦ 地域活動の参加状況

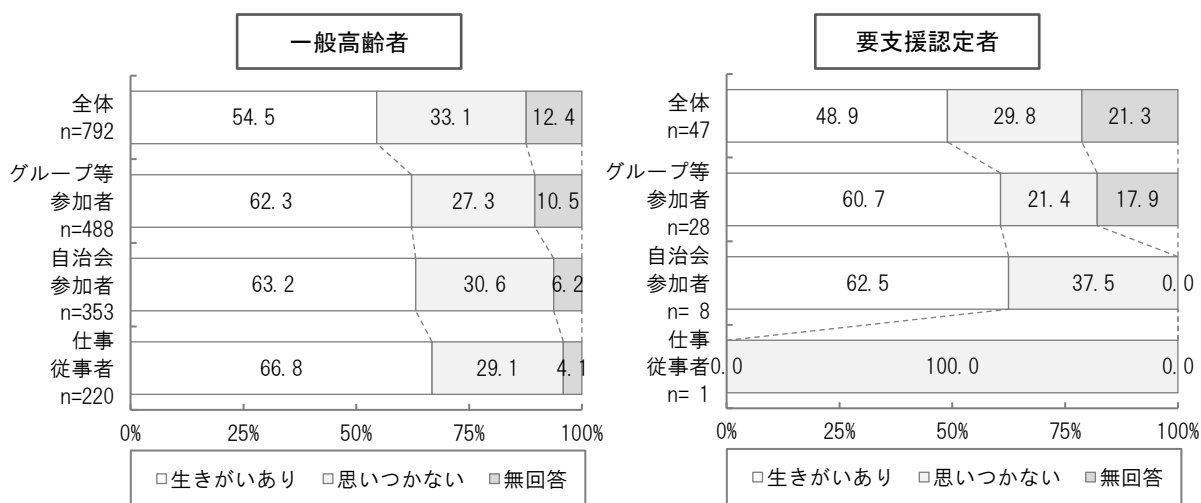
地域活動への参加状況（月1回以上）をみると、一般高齢者では「収入のある仕事」（23.0%）が最も多くなっています。一方、地域活動への企画・運営側での参加及び参加意向は36.2%となっています。また、地域活動に参加している方は、生きがいを感じている割合が高い傾向にあります。

要支援認定者では「介護予防のための通いの場」（38.3%）が最も多くなっています。一方、地域活動への企画・運営側での参加及び参加意向は34.0%となっています。

■ 高齢者の地域活動への参加状況（月1回以上）と企画運営参加意向



■ 生きがいの有無



(2) 在宅介護実態調査

要介護（要支援）認定者や介護する家族の方に対して、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労支援」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的としています。

■ 調査の実施状況

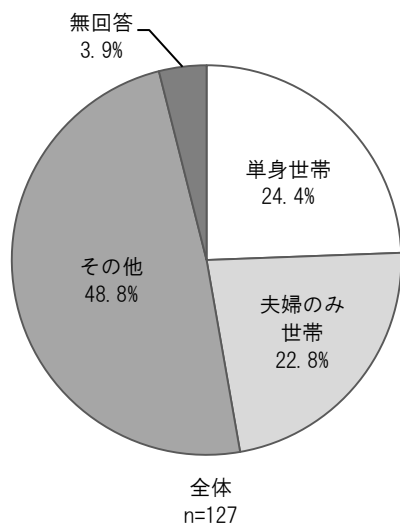
調査対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける(受けた)方
調査期間	①認定調査員による聞き取り調査 令和元年7月～令和2年5月31日 ②郵送による調査 令和2年6月19日～7月3日
配布・回収方法	認定調査員による聞き取り調査に加え、郵送による配布・回収
配布・回答状況	①認定調査員による聞き取り調査 聞き取り件数:64件 ②郵送による配布・回収 配布数:105件 回答数:63件 (回収率:60.0%)

① 要介護者の家族構成

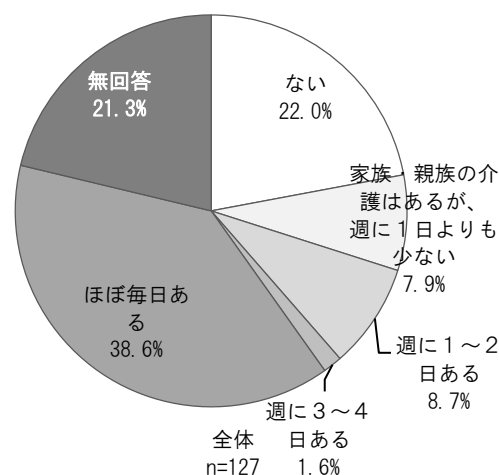
要介護者の家族構成をみると、「単身世帯」は24.4%、「夫婦のみ世帯」は22.8%となっています。

家族等から介護してもらう頻度は「ほぼ毎日ある」(38.6%)が最も多くなっています。

■ 要介護者の家族構成



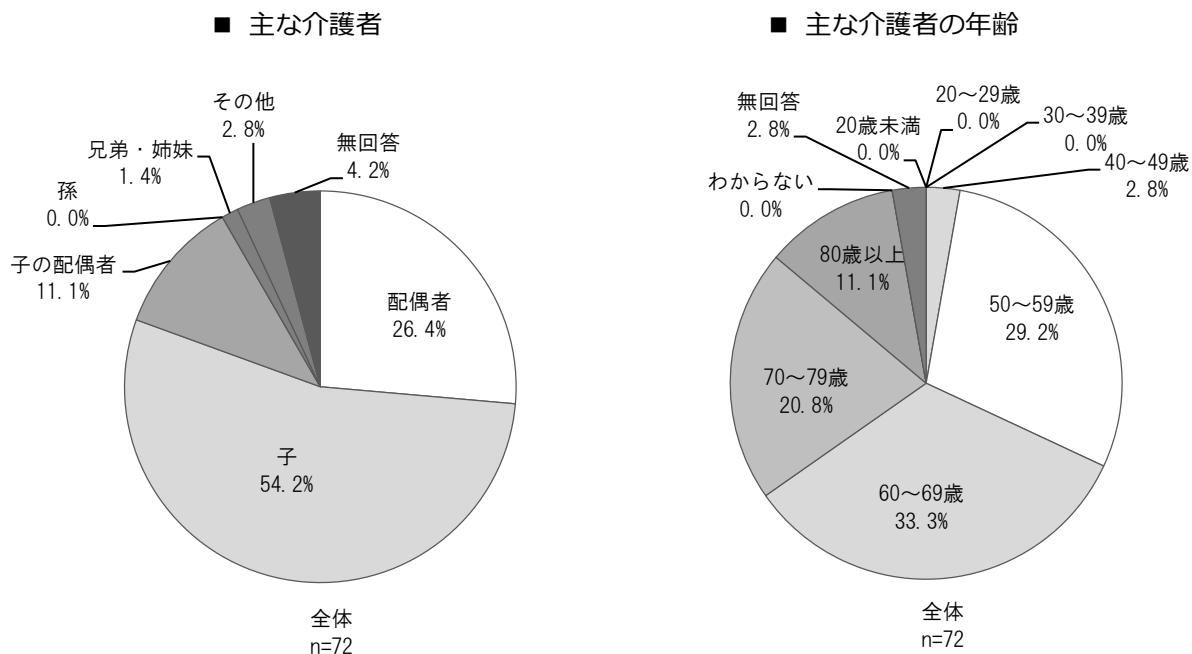
■ 家族等から介護してもらう頻度



② 主な介護者の状況

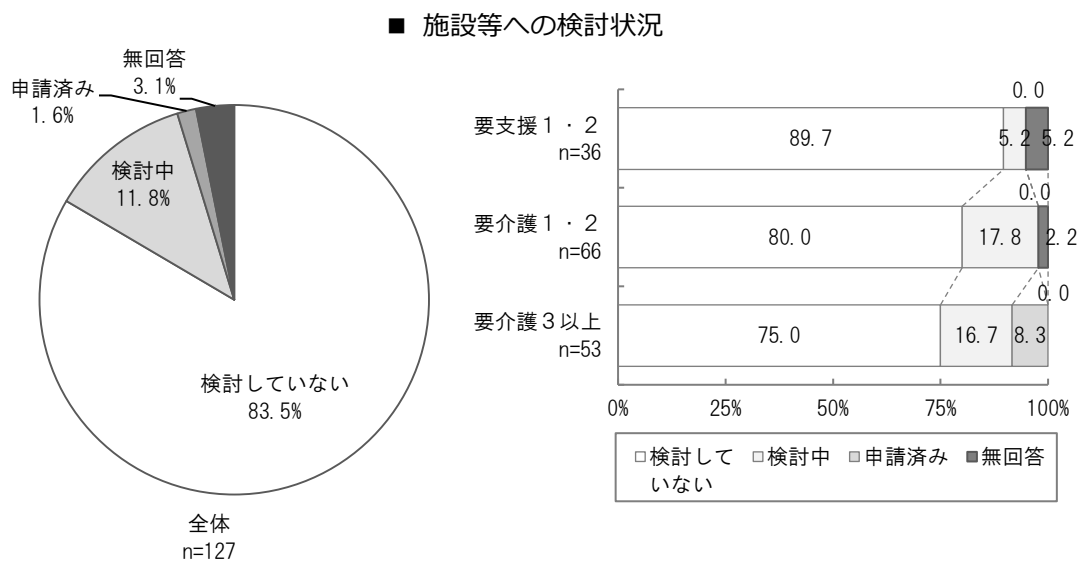
要介護者を支援する主な介護者をみると、「子」(54.2%)が最も多く、次いで「配偶者」(26.4%)、「子の配偶者」(11.1%)の順となっています。

主な介護者の年齢は「60～69歳」(33.3%)が最も多く、次いで「50～59歳」(29.2%)、「70～79歳」(20.8%)の順となっています。



③ 施設等への検討状況

施設入所等に関する検討状況をみると、「検討していない」(83.5%)が最も多く、次いで「検討中」(11.8%)、「申請済み」(1.6%)の順となっています。要介護度別では、要介護度の重度化に伴い施設等への入所・入居意向が高くなっています。



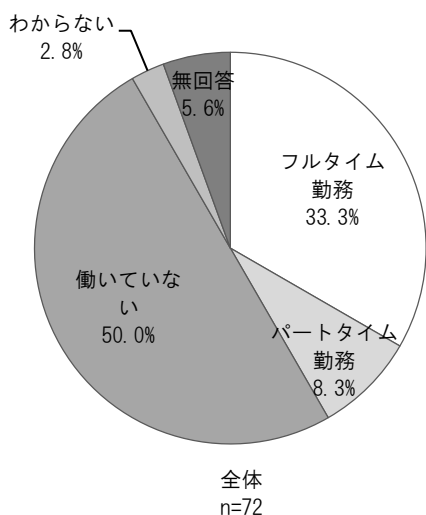
④ 主な介護者の就労状況

主な介護者の就労状況を見ると、「働いていない」(50.0%)が最も多く、次いで「フルタイム勤務」(33.3%)、「パートタイム勤務」(8.3%)の順となっています。

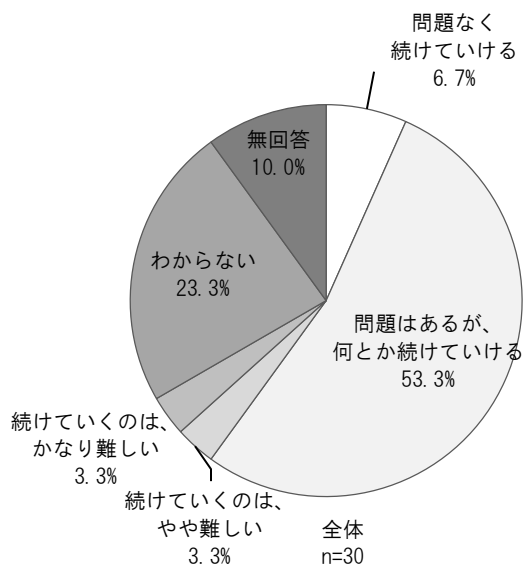
今後の就労継続に関する意向をみると、「問題はあるが、何とか続けていける」(53.3%)が最も多く、「問題なく続けていける」は6.7%となっています。

また、家族等が介護を理由に離職・転職したことの有無をみると、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(2.8%)と「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(2.8%)を合わせた5.6%が介護離職しています。また、「主な介護者が転職した」は1.4%となっています。

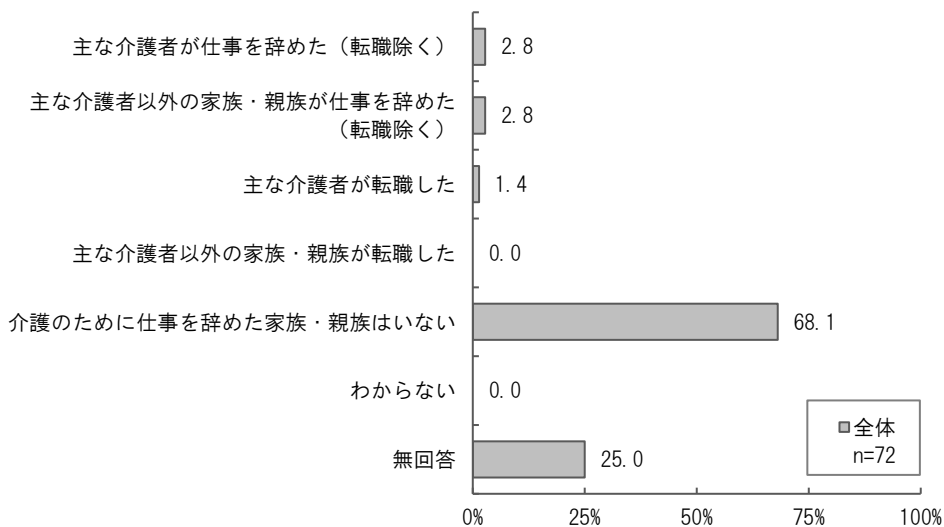
■ 主な介護者の勤務形態



■ 就労継続の可否に係る意識



■ 家族等が介護を理由に離職・転職したことの有無

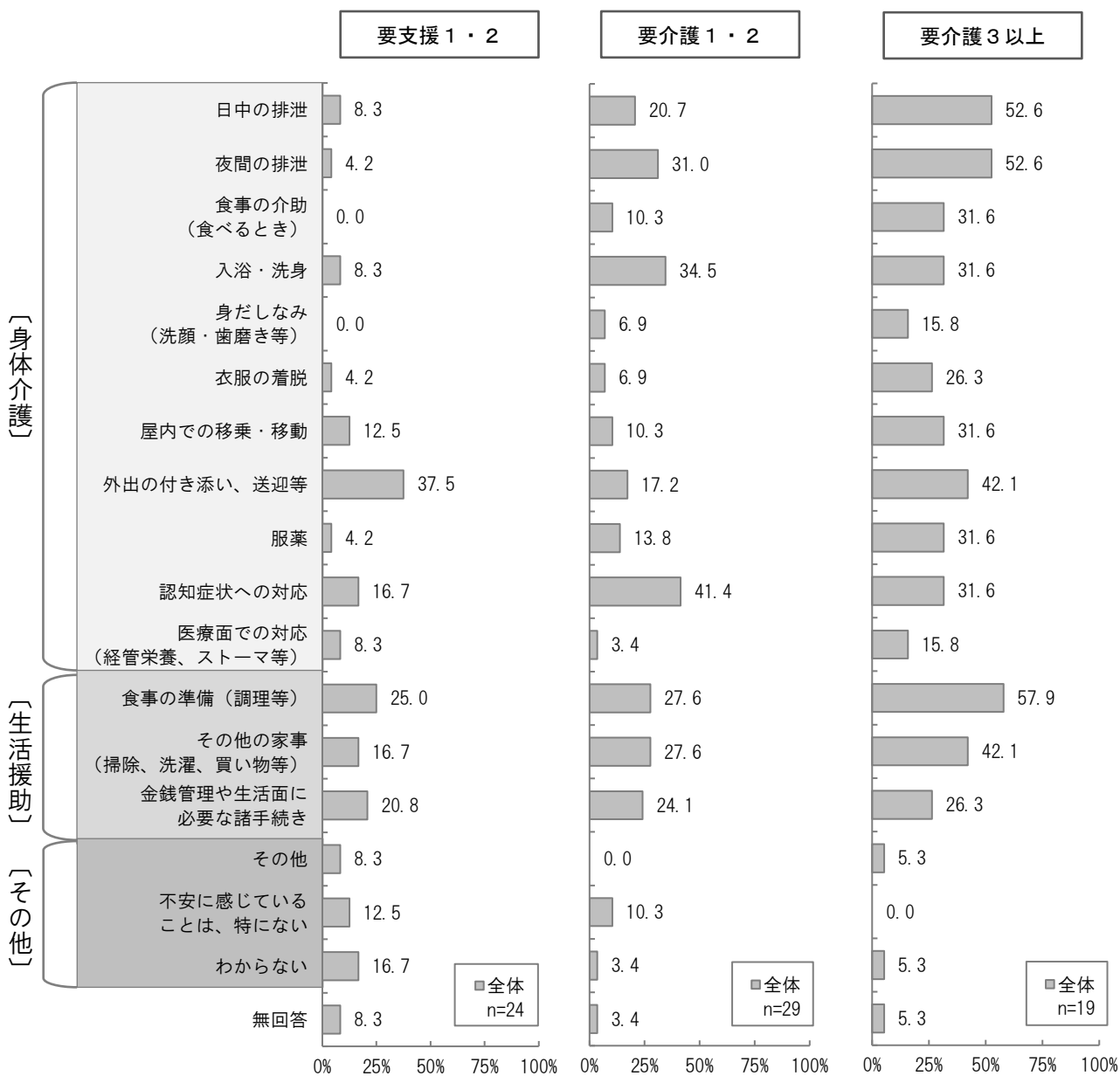


⑤ 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる身体介護をみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」(37.5%)が最も多くなっています。また、要介護1・2では「認知症状への対応」(41.4%)が最も多く、要介護3以上では「日中の排泄」「夜間の排泄」(各52.6%)が最も多くなっています。

生活援助をみると、要支援1・2では「食事の準備(調理等)」(25.0%)が最も多くなっています。また、要介護1・2では「食事の準備(調理等)」「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(各27.6%)が最も多く、要介護3以上では「食事の準備(調理等)」(57.9%)が最も多くなっています。

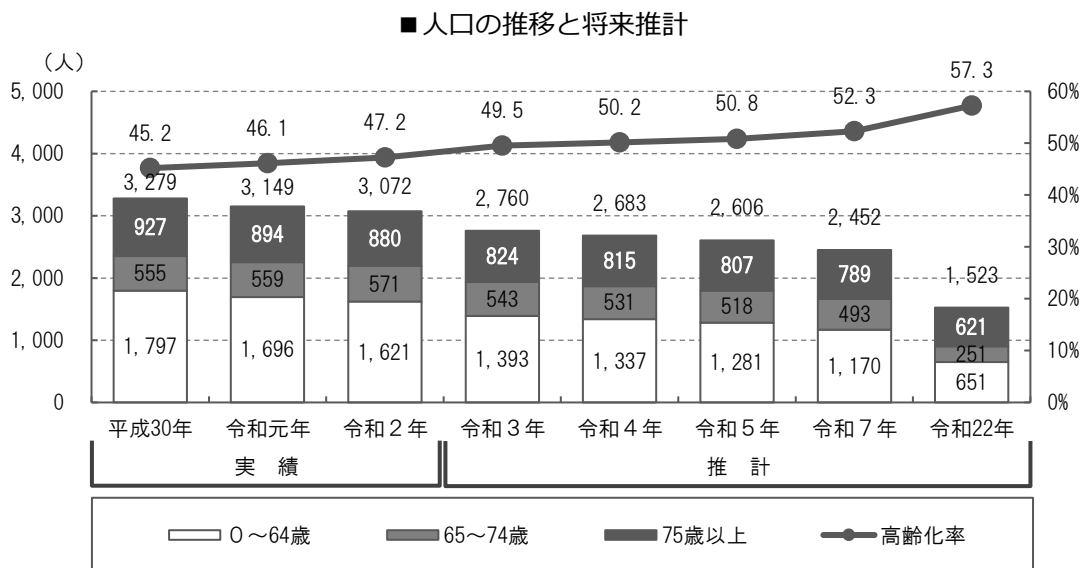
■ 主な介護者が不安に感じる介護



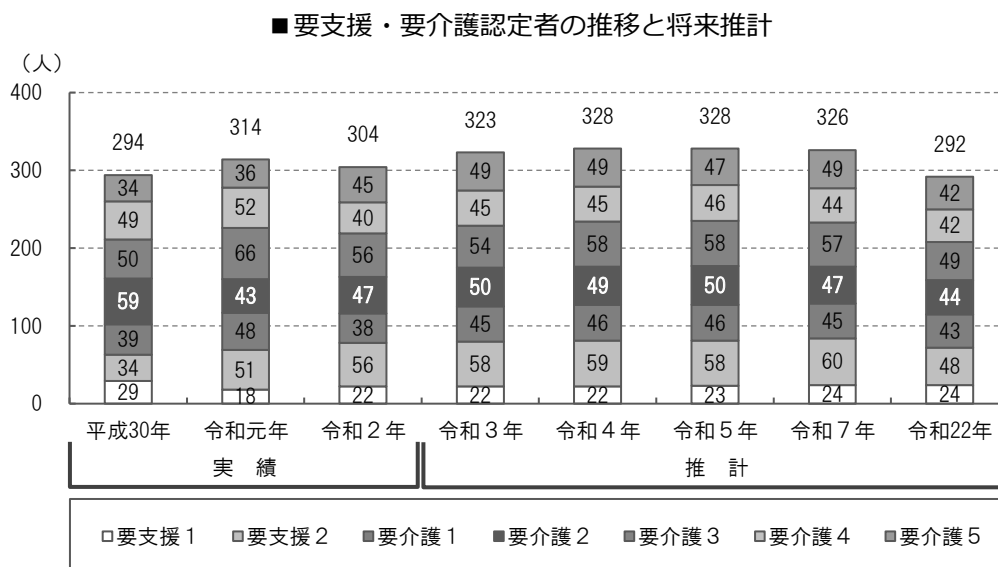
5 高齢者等の今後の予測

総人口は令和2年の3,072人から減少し続け、令和7年には2,452人、さらに令和22年には1,523人になると推計され、全ての年齢区分において減少傾向で推移していくことが予測されています。

要支援・要介護認定者数においては、令和5年までは増加傾向で推移するものの、その後減少し、令和22年には292人になると推計されています。



資料：令和2年までは住民基本台帳（各年9月末時点）
令和3年以降は国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」



資料：令和2年までは介護保険事業状況報告（各年3月末）
令和3年以降は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』より推計

6 第7期計画における目標指標の評価

第7期計画において定めた取組と目標に対する結果は下記のとおりです。

(1) 元気高齢者が要支援・要介護状態になることの予防に関する取組

具体的な取組	結果
取組1 関係機関と連携をとりながら、住民主体のサロンが積極的に開催され、認知症の予防や閉じこもりの予防ができるように支援する。サロンが開催されない集落の支援をする。また、男性の参加を促す。	住民主体のサロンは実施集落が固定化しており、未開催の集落への支援ができなかった。
取組2 介護予防いきいき出前教室において、リハビリテーションの専門職が関与しながら、介護予防の普及啓発を行っている。	わかさ生協の専門職と連携して、自宅でできるリハビリの普及啓発を行った。
取組3 介護予防いきいき出前教室において、タッチパネルを使つての認知症の早期発見を行うとともに、一次スクリーニングでリスクがある方を経年的に追及していく。	タッチパネルで認知症早期発見に努めた。またリスクのある方を予防教室につないだり、相談支援を行ったりした。
取組4 住民主体の訪問型サービスにおいて、地域の住民が生活支援(買い物やゴミ出しなど)等自主的に関わられるようにする。	住民主体の訪問型サービスの創出のため住民に働きかけを行ったが、担い手が確保できなかった。
取組5 地域の見守り活動ができる関係機関(地域見守り活動支援事業、愛の輪訪問員、民生委員など)と積極的に連携しながら、ネットワークを構築する。	支え愛のまちづくり推進協議会で、「支え愛マップ」づくりや「声かけ運動」の推進について協議し、見守りのネットワーク構築が前進した。

(2) 生活支援事業対象者が要介護状態になることの予防に関する取組

具体的な取組	結果
取組1 認知症の相談窓口のPRを積極的に行い、医療機関やサービスにつながっていない認知症の方へ、認知症初期集中支援チームにおいて早期に対応策を検討し、対応できるようにする。	初期集中支援チーム員会議は、年2回程度しか開催できなかったが、対応困難なケースの方向性が見いだせた。
取組2 緩和基準通所型サービス(体力づくり教室、わくわく教室、ひだまりdeほっこり教室、ひまわり会)の利用者の方が、要介護状態にならないように、委託先事業所と年2回の評価(個別の評価、教室運営の評価)を行うとともに、ケアマネジメントのモニタリングを年1回実施する。	緩和基準型通所介護の委託先事業所と年2回の評価を実施した。また必要に応じて連携し、ケースのモニタリングを行った。
取組3 住民主体の訪問型サービスにおいて、生活支援対象者が積極的に利用できるようなサービスを創設する。	住民主体の訪問型サービスの創出のため住民に働きかけを行ったが、担い手が確保できなかった。

(3) 要支援から要介護2の方に対する重度化防止に関する取組

具体的な取組	結果
取組1 要支援の方の支援について「地域ケア会議」で検討し、自立が支援できるケアマネジメントができるようにする。	地域ケア会議を年2回程度実施し、新規ケースの検討ができた。
取組2 できる限り住み慣れた自宅で、最後まで暮らせるよう、家族やケアマネジャー、主治医などとともに、本人の意向について話し合う機会が持てるようにする。	アドバンス・ケア・プランニングについて老人クラブ等で講話を行った。さらに全町で進めていきたい。

(4) 要介護3以上の方の自立支援に関する取組

具体的な取組	結果
取組1 介護給付の適正化を図るために、給付費の通知を年1回行う。	介護給付費の通知は年2回行った。また、給付適正化の目的でケアプラン点検や認定調査票の全例をチェックした。
取組2 高齢化率、要介護認定率、要介護申請の原因疾患、介護認定の区分について、状況を定期的に把握する。	包括支援センター運営協議会や介護保険事業計画等策定委員会で、状況の把握に努めた。
取組3 介護家族の方が、ストレスをためずに介護ができるように、介護家族の会(虹の会)を行う。	毎月、介護家族の会(虹の会)が実施できたが、一部の利用者に留まった。今後はサービス利用につながっていない方の参加促進に努めたい。



7 第8期計画の策定に向けた課題整理

(1) 健康づくりと介護予防の推進

- 本町の高齢者は75歳以上の後期高齢者の割合が高く、高齢化率も県内自治体と比べて高くなっており、今後もこの傾向が続くことが予測されます。
- 令和元年度における本町の国民健康保険における特定健康診査の受診率は県内で第2位となっており、健康に対する意識は高いと推察されます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、要介護度の悪化につながるリスクとして、一般高齢者は「うつ傾向」リスク、要支援認定者は「運動器の機能低下」リスクを抱える方が最も多い状況です。ただし、一般高齢者の「うつ傾向」リスクについては前回調査より7.2ポイント上昇しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛等の影響の可能性も考えられます。また、健康維持のためにやりたいことや行っていることとして、リスクを抱えていない方はリスクを抱えている方と比べて「バランスの良い食事」、「ウォーキング」、「人との交流」に回答した割合が高くなっています。



本町では、介護予防・日常生活支援総合事業において、運動器の機能向上や認知症予防に向けた教室等を開催するなど、健康づくりや介護予防につながる様々な活動を行っています。今後も、気軽に参加できる機会を充実することにより、健康に関する意識をさらに高める必要があります。

(2) 地域で支え合うための体制整備

- 本町の高齢者世帯数は増加し続けており、令和2年9月末時点（住民基本台帳）における高齢者のいる世帯は全世帯の75.3%となっています。また、高齢者世帯に占める高齢者単身世帯の占める割合は上昇傾向にあります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、一般高齢者・要支援認定者ともに3割以上が地域活動への企画・運営側での参加及び参加意向があります。
- 在宅介護実態調査結果をみると、要介護者の家族構成は「単身世帯」が24.4%、「夫婦のみ世帯」が22.8%となっています。また、要介護者を支援する主な介護者は「60～69歳」が最も多く、主な介護者の6割以上が60代以上となっています。



高齢者単身世帯が増加し、要介護者を支援する主な介護者が高齢化している状況下では、家族だけでの介護や生活の支援を行うことが困難になることが予想されるため、地域住民や事業者、行政などがそれぞれの役割に応じて支援を必要とする高齢者の生活を支えていくことができるよう体制を整備する必要があります。

(3) 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組の推進

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、最期を迎えるときに希望する居場所は一般高齢者・要支援認定者ともに「自宅」が最も多くなっています。
- 在宅介護実態調査結果をみると、施設入所等に関して「検討していない」が最も多く、要介護3以上の方も7割以上が「検討していない」と回答しています。



自宅で最期を迎えたいと希望する方や施設等への入所・入居を検討せずに、在宅で生活している方が多い状況です。本町で暮らす高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう「地域包括ケアシステム」の強化に向けた取組を推進していく必要があります。

(4) 介護保険事業の充実と適正な運営の確保

- 全国的な高齢化に伴い、介護費用の総額は制度創設時から3倍を超え、第1号保険料も増加し続けることが予測されています。
- 本町の第1号保険料は増加傾向にあり、第7期における介護保険料の増加幅は県内で上位となっているものの、鳥取県平均保険料額とほぼ同額となっています。



介護予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を維持しながら必要なサービスを提供していくと同時に給付と負担のバランスを図ることにより、制度の持続可能性を高めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第7期計画では、「高齢者が生きがいを持って、生涯明るく健やかで安心した生活を営むことができる町づくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を推進してきました。

令和3年4月より施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などが規定されています。この「地域共生社会」という考えは「地域包括ケアシステム」を深化させたものであることから、今後も「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組が重要となります。

以上のことから、第8期計画においては、第7期計画の基本理念も踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

▼基本理念

**高齢者が生きがいを持って、地域で支え合い、
生涯明るく健やかで安心した生活を営むことができる町づくり**

2 計画の基本目標

基本目標 1 高齢者の生きがいや自立支援に向けた施策の推進

高齢者が地域で生きがいを持って生活ができるよう支援するとともに、高齢者自らもサービスや支援の担い手として参画できる環境づくり等を図り、社会貢献・社会参加できるように支援します。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせずに自立した生活ができるよう介護予防施策に取り組みます。

基本目標 2 安心安全な暮らしを守るための支援体制

地域で安心して暮らすことができる社会を構築するために、「自助」はもちろんのこと、「互助」、「共助」、「公助」それぞれが補い合って地域生活を支えることができる仕組みづくりや体制づくりを図ります。

また、近年感染症の脅威や自然災害が頻発していることを踏まえ、高齢者の安全確保に向けた対策に取り組みます。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスや生活支援サービスが適切に提供される環境づくりに取り組みます。

また、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる環境づくりに取り組みます。

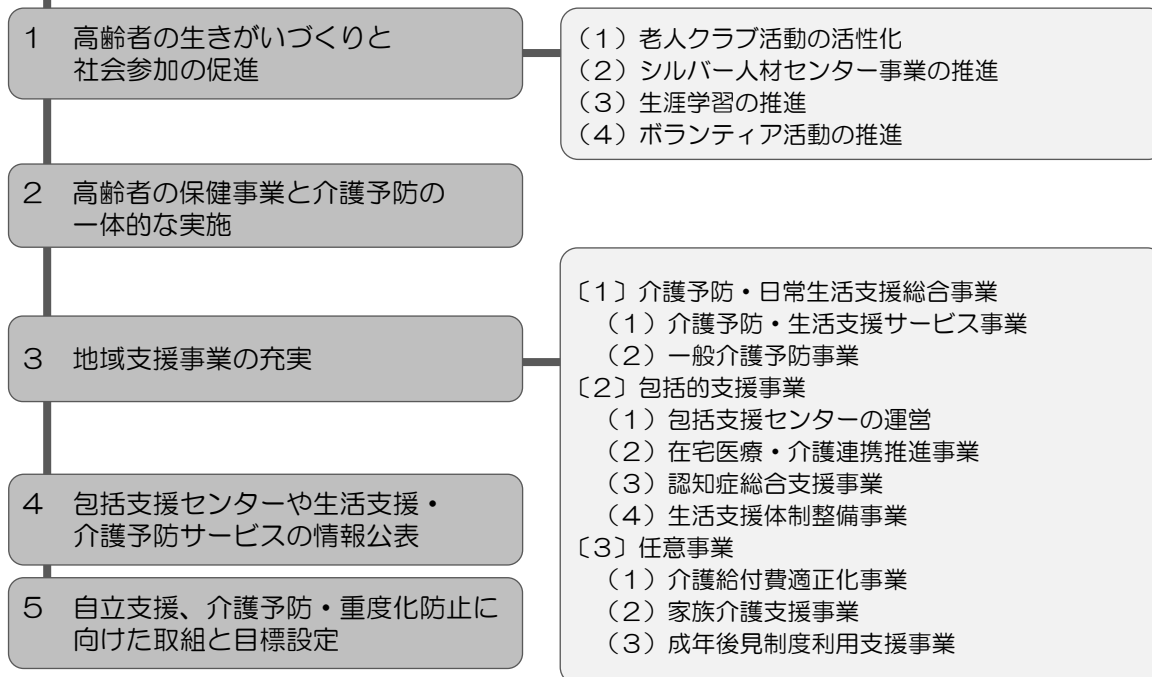
基本目標 4 持続可能な介護保険事業の運営

介護保険制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供するとともに、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

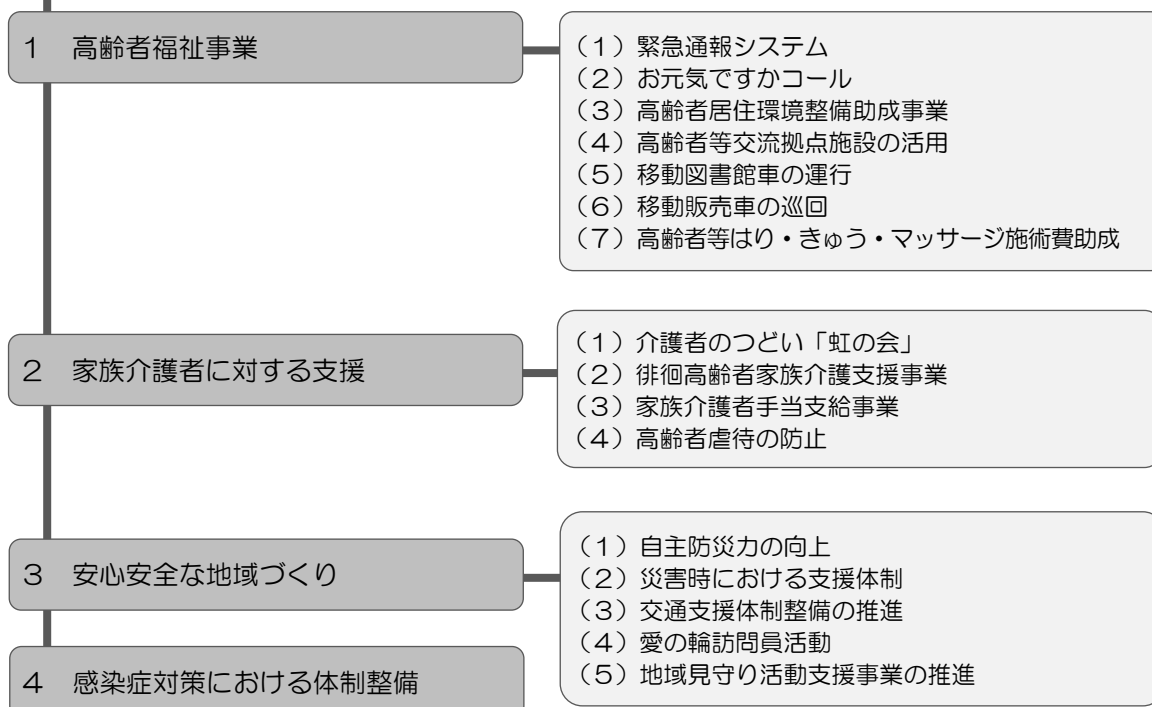
3 施策の体系

高齢者が生きがいを持って、地域で支え合い、
生涯明るく健やかで安心した生活を営むことができる町づくり

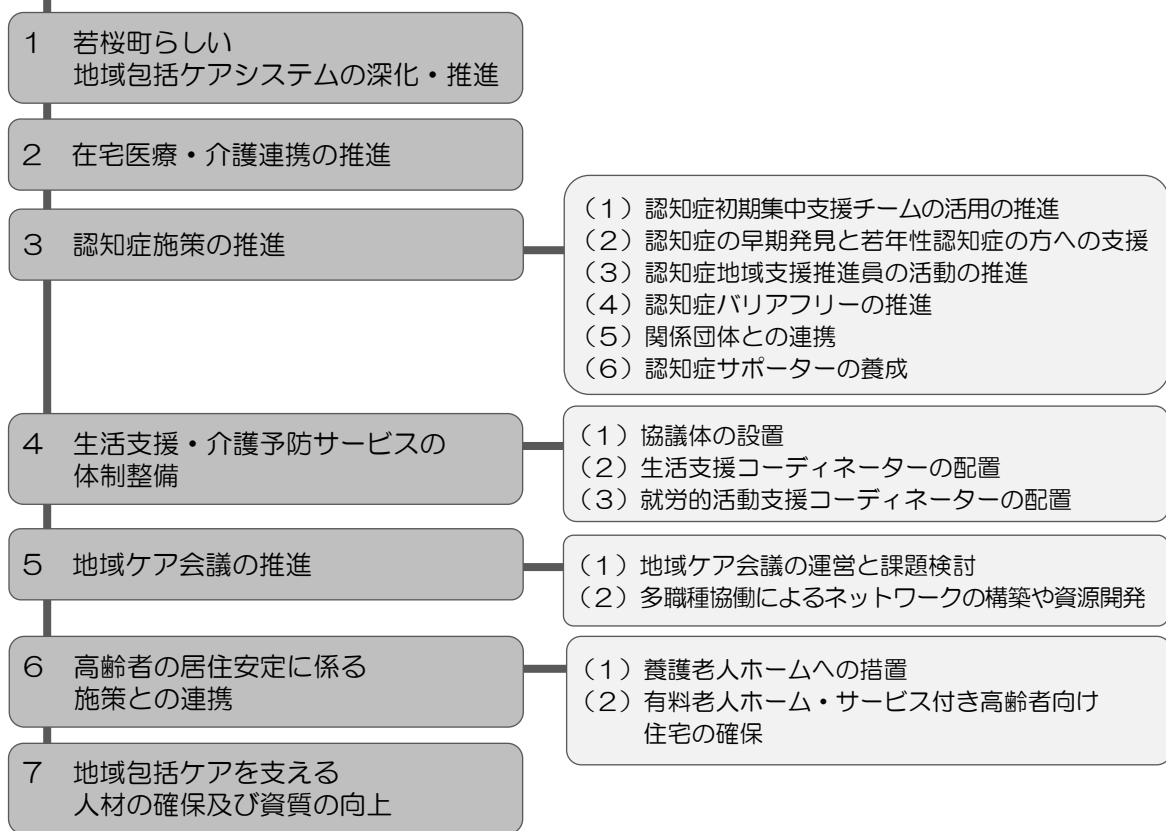
基本目標1 高齢者の生きがいや自立支援に向けた施策の推進



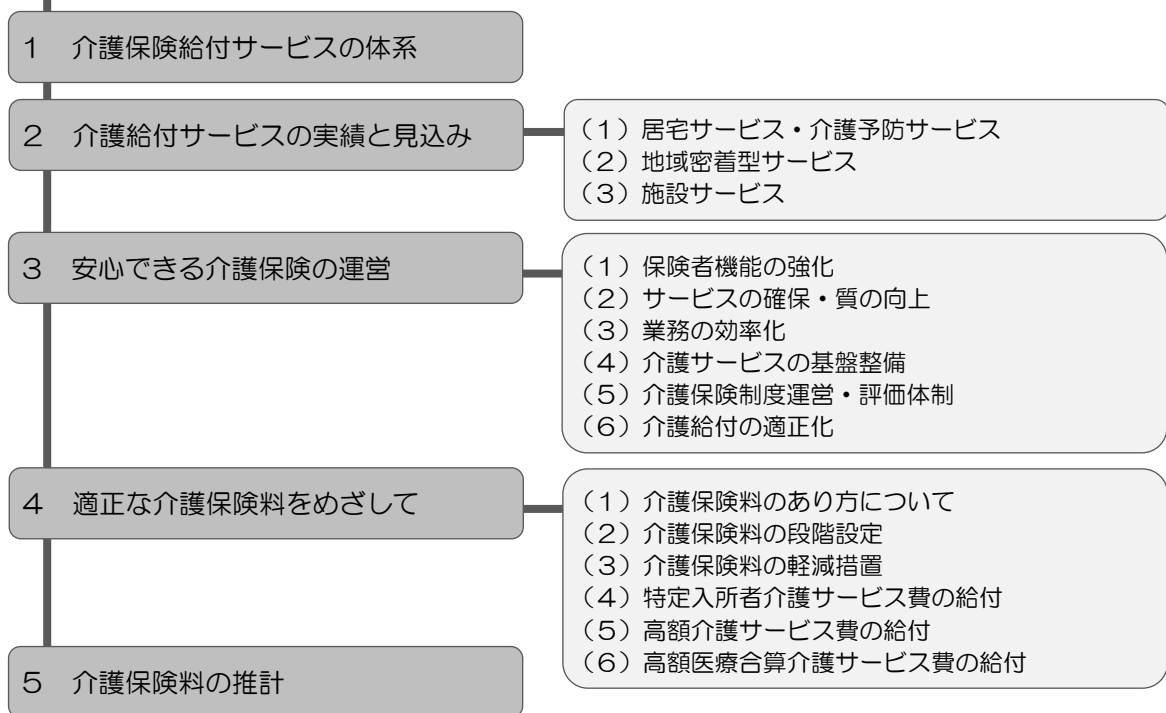
基本目標2 安心安全な暮らしを守るための支援体制



基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進



基本目標4 持続可能な介護保険事業の運営



4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地域における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して本町では日常生活圏域を1圏域として設定しています。

包括支援センターを中心に地域の施設及びマンパワーの連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 高齢者の生きがいや自立支援に向けた施策の推進

1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動の活性化

高齢者の生きがいづくりや明るく豊かで活力ある地域社会を確立するため、概ね60歳以上の会員からなる老人クラブに対して補助金を交付し、組織の拡充と老後の生活を豊かにする様々な活動を支援しています。今後、さらに魅力あるクラブづくりを支援し、60歳代の加入促進対策を進めるため、小地域サロン等で啓発を行います。

(2) シルバー人材センター事業の推進

高齢者の豊富な経験や高い技能を活かし、積極的な社会参加と技術を発揮する組織として、民間企業や一般家庭、公共団体などから臨時的かつ短期的な性格の仕事の依頼を受けて作業を行っています。

本町から運営費補助金を交付しているほか、事業委託を行う等して、高齢者の就業機会の確保やセンターの運営助成等を行っており、今後も事業の普及啓発活動と就業機会の確保、拡大の推進を図ります。

(3) 生涯学習の推進

余暇時間の増加や高齢化、情報化等の社会変化に伴い、町民の学習要望も高まっているため、学習の機会と情報を提供し、生涯学習の充実に努める必要があります。

高齢者が現代の生活に必要な知識を身につけるとともに、高齢者の生きがいづくりや自立支援、地域社会の活性化等のため、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕などの活動ができるよう寿大学や公民館活動等を積極的に支援していきます。

(4) ボランティア活動の推進

地域共生社会の実現をめざすためには、地域の課題を地域で解決する力が重要となります。また、高齢者の多くは元気に生活しており、ボランティア活動を通じて地域に貢献することを積極的に支援することで、高齢者自身の介護予防につなげるとともに、地域の支え手として活躍することも期待されます。

高齢者が地域の支え手として活躍ができるよう、社会福祉協議会が民生児童委員、

愛の輪訪問員などと連携しながら、支え手の役割や活動の支援を行っています。また、平成30年度から生活支援コーディネーターを包括支援センターに配置しており、協議体のメンバーを中心に住民が住民を支えるための仕組みづくりについて、具体的に検討しています。

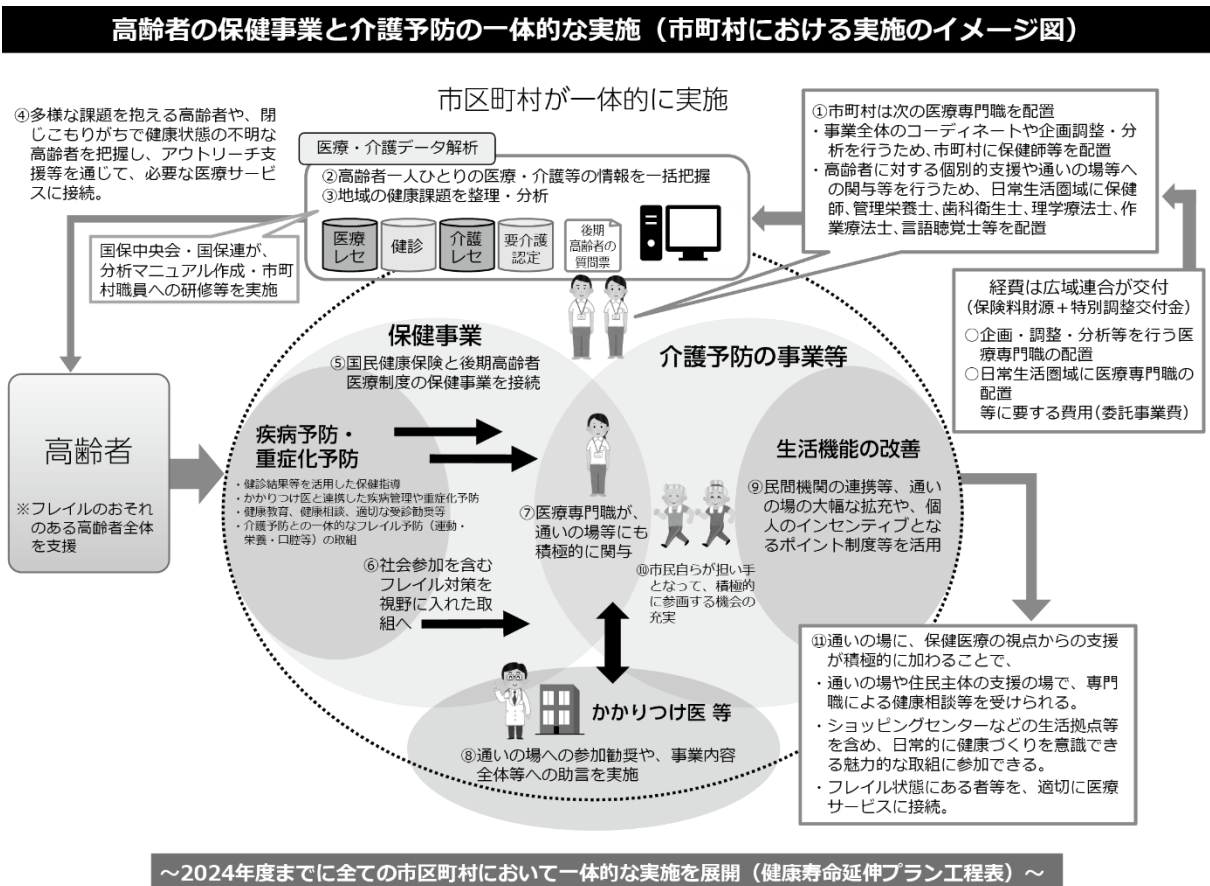
今後も、生活支援コーディネーターを中心に仕組みづくりについて検討を進めるとともに、だれでも気軽にボランティアとして関わられるよう啓発活動を行い、ボランティアの育成・支援に努めます。



2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、本町では介護予防を進めるにあたり、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する高齢者保健事業の一体的実施に取り組みます。一体的実施にあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、関係各課や鳥取県後期高齢者医療広域連合と連携して取り組みます。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



① 高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）

国民健康保険データベース（KDB）システムを活用して地域の健康課題を分析し、対象者の把握に努めるとともに、低栄養防止・重度化予防に向けた取組が必要な高齢者に対して個別支援を行います。

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

介護予防のための通いの場に参加する方に対して、後期高齢者の質問票に基づく結果や国民健康保険データベース（KDB）システムから得られた健康課題を踏まえ、専門職が健康教育や健康相談等を実施します。

3 地域支援事業の充実

〔1〕介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者の多様な生活支援のニーズに応えるため、指定事業者等による訪問型サービスや通所型サービスに加え、多様な担い手による生活支援サービスを提供しています。

令和3年4月から、より使いやすい事業になるよう事業の枠組みや内容等を見直し、一部事業は一般介護予防事業に移行しています。

1) 訪問型サービス

① 訪問介護相当サービス

訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助など旧介護予防訪問介護と同様のサービスです。

② 訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

3～6か月間、保健・医療・介護の専門職により行われる運動、栄養、口腔機能改善のための訪問サービスです。令和元年10月より事業を開始しています。

■ 訪問型短期集中予防サービス

教室名	教室の開催内容等
いきいき訪問リハ (運動機能向上)	基本チェックリストにより、総合事業対象と判断した方で、運動機能が低下し、要介護状態になるおそれのある65歳以上の方に対し、訪問による運動指導を行い、運動機能の向上をめざします。鳥取医療生活協同組合に事業を委託し、理学療法士等の専門職が週1回、自宅を訪問し実施します。

■ 訪問型短期集中予防サービスの実施目標

		実績		見込	計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
いきいき訪問リハ	参加実人数(人/年)		2	10	10	10	10
	訪問延回数(回/年)		13	200	240	240	240

2) 通所型サービス

① 通所介護相当サービス

通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練など旧介護予防通所介護と同様のサービスです。

② 緩和基準通所型サービス（通所型サービスA）

通所介護事業者等の事業者が、サロンや運動・レクリエーションなどを実施する通所サービスです。

平成26年度から、早期認知症の予防とうつや閉じこもりの予防をめざした「ひだまりdeほっこり教室」（認知症予防教室）を若桜町社会福祉協議会に委託し、毎週1回実施していましたが、参加者数の減少が続いており増加が見込めないため、令和2年度をもって廃止しました。

■緩和基準通所型サービスの実施目標

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひだまりde ほっこり教室 (定員12名)	開催回数(回/年)	51	48	40	0	0	0
	参加登録者数(人/年)	11	9	10	0	0	0
	参加延人数(人/年)	493	387	310	0	0	0

※参加登録者数は年度末現在

③ 住民主体通所型サービス（通所型サービスB）

住民主体により、月2～5回、体操・運動などを自主的な通いの場で行うサービスです。令和元年度より実施していますが、令和3年度以降は小地域サロンへの移行を行います。

■住民主体通所型サービスの実施目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催箇所数(箇所/年)	0	1	1	0	0	0
参加登録者数(人/年)	0	22	15	0	0	0

④ 通所型短期集中予防サービス（通所型サービスC）

保健・医療・介護の専門職が5か月の間、集中的に運動・栄養・口腔機能向上のプログラムを提供する通所サービスです。

■通所型短期集中予防サービスの一覧

教室名	教室の開催内容等
体力づくり教室 (運動・栄養・口腔機能改善)	運動機能、栄養状態、口腔機能が低下している方、またはそのおそれのある方を対象に、体力づくり支援士、栄養士、歯科医師がそれぞれ機能向上プログラムを実施することで、要介護状態に陥ることを防ぐ事業です。わかさあすなるへ事業を委託し、週1回の教室を5か月間(全20回)、年1回実施します。
リハビリ教室すずらん (運動機能改善)	運動機能が低下している方、またはそのおそれのある方を対象に、理学療法士等が機能向上プログラムを実施することで、要介護状態に陥ることを防ぐ事業です。鳥取医療生活協同組合へ事業を委託し、週1回の教室を5か月間(全20回)、年1回実施します。

■通所型短期集中予防サービスの実施目標

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体力づくり教室 (定員17名/ケール)	開催回数(回/年)	40	40	36	20	20	20
	参加実人数(人/年)	34	33	33	17	17	17
	参加延人数(人/年)	599	575	524	285	290	295
リハビリ教室 すずらん (定員5名)	開催回数(回/年)			20	20	20	20
	参加実人数(人/年)			5	5	5	5
	参加延人数(人/年)			90	92	92	92

3) 生活支援サービス（配食等）

74歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯、その他障がい等により配食が必要と認められる世帯を対象に、社会福祉協議会を運営主体として、ボランティアの協力を得ながら、週1回の配食サービスを実施します。

栄養のバランスがとれた食事の提供のみならず、利用者の安否確認を目的としており、健康状態に異常があったときは、迅速に関係者に連絡するなど適切な対応を行います。

■配食サービスの実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数(人/年)	119	117	107	107	107	107
年間配食回数(回/年)	49	49	49	49	49	49
平均配食数(食/回)	73	62	67	67	67	67
延配食数(食/年)	3,566	3,027	3,283	3,283	3,283	3,283

4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

介護予防支援事業（要支援者に係る介護予防プランの作成等）を実施することにより、要介護状態等になる前の段階から要介護状態等に至るまで、一貫性、継続性を保ちながら高齢者の介護予防に係るケアマネジメントを行います。

ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等に応じ、ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメント）と、ケアマネジメントB（簡素化したケアマネジメント）を居宅介護支援事業所に一部委託して実施します。また、事業の専門性に対応するため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーそれぞれの立場で中立性・公正性を確保しながら、自立支援に向けたプランとなるよう点検します。

（2）一般介護予防事業

すべての65歳以上の高齢者が、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できることを目的としています。

より多くの方に利用して頂けるよう、保健師や栄養士、リハビリテーション専門職等、幅広い専門職の関与を得ながら実施していきます。

1) 介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、認知症やフレイル（介護が必要となる手前の状態）、閉じこもり等、何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげていきます。

効果的に介護予防事業を実施するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を通じて地域の実情や、介護予防対象者の把握に努めます。

2) 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発のために、主に自立の高齢者を対象として行う事業で、次のような事業を実施します。

■ 介護予防普及啓発事業の一覧

教室名	教室の開催内容等
高齢者の料理講習会	高齢者の低栄養予防やバランスのとれた食生活についての知識の普及を行い、高齢者自ら実践ができることをめざした事業です。 食生活改善推進員の協力により、公民館などで料理講習会を行い、低栄養の予防や、併せて介護予防の知識普及に努めます。
健康教育	老人クラブや寿大学等において、包括支援センター職員による介護予防に関する知識の普及を図ります。 特に、転倒予防、認知症予防、閉じこもり予防、笑いを通じた健康づくり（笑いケア体操）等の普及啓発に積極的に取り組みます。

教室名	教室の開催内容等
わくわく教室 あんしんホットクラブ (閉じこもり予防教室)	65歳以上の高齢者を対象に、日常生活における自立の支援と生きがいづくりを推進し、家庭内への閉じこもり防止を図ります。 健康相談、栄養や運動、口腔機能の維持向上に関する知識の普及と実践、日常生活訓練その他レクリエーション活動、転倒予防、趣味活動などの事業を、週1回、若桜町社会福祉協議会及びわかさあすなろに委託して実施します。
ひまわり会 (認知症予防教室)	65歳以上の高齢者を対象に、早期の段階から認知症の予防を推進し、自分自身が日常生活の中で認知症予防に取り組めるよう支援します。健康相談及びレクリエーション活動、運動など認知機能を高めるためのプログラムを、包括支援センターが月1回実施します。

■介護予防普及啓発事業の実施目標

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の料理講習会	開催回数(回/年)	5	5	3	5	5	5
	参加延人数(人/年)	71	62	30	50	53	55
健康教育	開催場所(箇所/年)	25	22	10	22	23	25
	参加延人数(人/年)	386	389	100	380	385	390
ひまわり会 (定員15名)	開催回数(回/年)	12	12	10	12	12	12
	参加登録者数(人)	13	13	12	13	14	15
	参加延人数(人/年)	115	126	128	140	150	160
わくわく教室 (定員24名)	開催回数(回/年)	96	52	45	50	50	50
	参加登録者数(人)	27	25	24	24	24	24
	参加延人数(人/年)	1,265	950	981	1,000	1,050	1,100
あんしんホットクラブ (定員20名)	開催回数(回/年)				50	50	50
	参加登録者数(人)				10	15	20
	参加延人数(人/年)				400	600	800

※ 参加登録者数は年度末現在

※ わくわく教室は、2事業所で実施していたが、令和元年度途中から1事業所で実施。

※ わくわく教室・ひまわり会は、令和2年度までは緩和基準通所型サービス(通所型サービスA)として実施。

3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防ボランティア等の人材育成のための研修や、食生活改善推進員の活動組織の育成・支援を行います。

また、閉じこもり予防、介護予防、住民相互の支え合いや見守り等を目的としたサロンがより多くの集落で実施できるよう、補助や普及啓発等の支援を行います。

■地域介護予防活動支援事業の実施目標

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小地域ふれあいサロン(箇所/年)	30	29	26	27	28	29

4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、通所・訪問・地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

〔2〕 包括的支援事業**(1) 包括支援センターの運営****1) 介護予防ケアマネジメント**

介護予防・日常生活支援総合事業において定めている介護予防ケアマネジメント業務を行います。

2) 総合相談支援業務

高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における関係者とのネットワークを活用し、心身の状況や生活実態の把握に努めるとともに、本人や家族から生活上の不安等に関する相談を受け、行政機関、医療機関等の適切な機関につなぎ、問題解決を図ります。

3) 権利擁護業務

高齢者の権利擁護のため、虐待防止ネットワーク協議会を設置し、虐待事例発生時には速やかにコアメンバー会議を開催したうえで、必要に応じて権利擁護支援センター等の専門機関を交えるなどしながら、早期の問題解決に向けて対応します。

また、成年後見制度の利用について、利用相談や申し立て支援など、きめ細かな支援を行うとともに、家庭裁判所、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、各種専門家団体等と定期的に意見交換・情報共有を図ることで、地域連携ネットワークの構築と後見人等の担い手確保に努め、制度の必要な方がスムーズに利用できる環境づくりをめざします。

さらに、成年後見制度の利用を促進するため、広報・相談支援等の中核的な機能を担う機関を設置します。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

要介護状態等になった場合でも、地域の様々なサービスを組み合わせて生活が続けられるよう、町内の保健・医療・福祉の関係機関と連携を密にし、困難事例に対しては、これらの関係機関が協力し合いながら、高齢者福祉の垣根を越えてケアマネジャーや利用者を支援します。

今後も、町内の関係機関の連携に努めるとともに、ボランティアや住民団体等のインフォーマルな機関との連携構築にも努めます。

5) 地域ケア会議

地域ケア会議として、町内の保健・医療・福祉事業者の連携促進を目的とした「事業者ネットわかさ」（年6回）と、個別ケースの事例検討を目的とした「地域ケア会議」（年3回）を実施します。

個別ケースの検討では、ケアマネジメントの質の向上に加え、地域課題を抽出し、多職種で検討することにより、高齢者の自立支援、地域づくり、社会資源の開発や政策形成などに活かしていきます。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

鳥取県東部医師会に東部圏域の一市四町が共同設置した在宅医療介護連携推進室を中心に、入院医療と在宅医療・介護の連携、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるための体制（地域包括ケアシステム）づくりに取り組みます。

（3）認知症総合支援事業

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士らの専門職を含んだ認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方へ早期段階から適切な支援を行うためのケース検討や相談支援体制づくりに取り組みます。

また、専門研修を受講した認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても自分らしく安心して暮らせる地域づくりのために必要な事業の企画、関係機関との連絡調整等を行います。さらに、認知症に関する理解の促進や、地域における認知症の方と家族の支援体制づくりをめざし、認知症ケアパスの作成や認知症カフェの設置等を行います。

（4）生活支援体制整備事業

支え愛のまちづくり推進協議会（え〜ど若桜）を設置し、住民主体の支え合い活動を推進するための施策を検討します。

また、包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置して、協議会と連携しながら地域における生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けた活動を行います。

〔3〕任意事業

（1）介護給付費適正化事業

介護給付費及びサービス利用の適正化を目的として介護給付費の通知やケアプラン点検を行うとともに、介護認定の適正化のために認定調査状況の確認を行います。

（2）家族介護支援事業

高齢者の介護を行っている家族等に対し、助言やピアカウンセリング、健康相談及び介護方法に関する知識の普及を図ることを目的とした介護者家族の会（虹の会）を月1回開催します。

また、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるよう、徘徊高齢者探査システムの加入料を助成します。

（3）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対して申し立て費用や後見人等に対する報酬の助成を行います。

4 包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護サービスの情報に加えて、包括支援センターや生活支援・介護予防サービスについて地域で共有される資源として広く住民に伝えていく必要があります。

そのため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、事業・サービス内容について広く周知を図るとともに、ホームページや町の広報誌等に情報を掲載します。



5 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標設定

住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発や介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行います。

高齢者の自立支援に資する取組を推進することにより、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

■ 自立支援、介護予防・重度化防止に関する指標と目標

	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する評価指標			
指標① 通所型サービスAの参加実人数(人/年)	0	0	0
指標② 通所型サービスCの参加実人数(人/年)	22	22	22
指標③ 訪問型サービスCの参加実人数(人/年)	8	9	10
指標④ 一般介護予防事業の延参加者数(人/年)	1,970	2,238	2,505
(2) 自立支援・重度化防止に関する評価指標			
指標① 地域ケア会議において検討された個別事例件数(件/年)	6	6	6
指標② 地域ケア会議による地域課題の集約(課題解決・政策提言)件数(件/年)	2	2	2
(3) 生活支援体制整備事業に関する評価指標			
指標① 小地域ふれあいサロン箇所数(箇所/年)	27	28	29
指標② 支え愛マップ更新の集落数(集落/年)	12	12	12
(4) 認知症総合支援事業に関する評価指標			
指標① 認知症初期集中支援チームによる支援者数(人/年)	6	6	6
指標② 介護予防いきいき出前教室参加者数(人/年)	100	105	110

基本目標2 安心安全な暮らしを守るための支援体制

1 高齢者福祉事業

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう緊急通報装置を貸与して、急病や災害等の緊急時及び日常生活における相談等に対応します。

ALSOKあんしんケアサポート株式会社に委託し、毎月の安否確認や健康相談などを行うとともに、緊急時には救急車の要請なども行います。

■緊急通報システムの実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人/年)	26	25	20	21	22	23
年間受報件数(件/年)	93	85	77	80	85	90
(健康相談)	12	16	27	29	31	33
(救急支援)	2	4	0	2	3	4
年間発報件数(件/年)	611	588	444	490	515	540
(安否確認)	289	274	231	240	250	260

※ 年間受報件数:利用者から業者が受けた件数(試し利用も含む)

※ 年間発報件数:利用者へ業者が発報した件数(留守も含む)

※ 安否確認:利用者につながった件数

(2) お元気ですかコール

高齢者世帯や、ひとり暮らしの方が安心して生活が送れるよう、IP告知端末(テレビ電話)を利用して、包括支援センターが週1回見守りを行い、必要に応じて訪問や電話連絡等を実施します。

■お元気ですかコールの実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人/年)	8	6	6	6	7	8

※登録者数は年度末現在

(3) 高齢者居住環境整備助成事業

高齢者が可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう、住環境の整備を行うとともに、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。

要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で非課税世帯の方に対し、既存住宅の玄関、風呂、便所、居室等の段差解消などの改修経費の一部を助成します。

■ 高齢者居住環境整備助成事業の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件/年)	0	0	1	1	1	1

(4) 高齢者等交流拠点施設の活用

旧若桜小学校吉川分校を利用した高齢者等交流拠点施設「寄来屋（よらーいや）」の利用促進に努めます。

また、高齢者等の自主的活動や、各種交流活動に加え、住民主体のサロンや、各種介護予防教室等にも活用します。

(5) 移動図書館車の運行

わかさ生涯学習情報館から遠い集落の高齢者等にも、本を身近に感じてもらうため、本の貸出・返却が容易に行える移動図書館車（本の巡回便 ムーブブック）を月4回運行します。

(6) 移動販売車の巡回

日常の買い物や食事づくりなどに困難を感じている高齢者の利便性や生活の質を向上させるため、JA鳥取いなば（運営：トスク株式会社）が山間部の集落に週5回移動販売車を運行し、買い物の機会を提供します。

(7) 高齢者等はり・きゅう・マッサージ施術費助成

健康維持増進のため70歳以上の高齢者等を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部（1年に3回まで、1回あたり1,000円）を助成します。

2 家族介護者に対する支援

(1) 介護者のつどい「虹の会」(介護家族支援事業)

認知症の人と家族の会に委託し、月1回開催します。

高齢者の介護を行っている家族等に対し、専門知識を持った外部講師を招いて助言やピアカウンセリング等を行い、精神的・肉体的負担の軽減を図るとともに、介護の方法に関する知識の普及に努めます。

■虹の会の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回/年)	12	10	12	12	12	12
参加登録者数(人/年)	19	15	15	16	17	18
延参加者数(人/年)	34	46	20	30	35	40

(2) 徘徊高齢者家族介護支援事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組みを整備することで家族が安心して介護できるよう、徘徊高齢者探査システムの加入料を助成します。

また、地域の目や関係機関による見守り体制を構築し、認知症高齢者の徘徊対策に努めます。

(3) 家族介護者手当支給事業

要介護状態となった高齢者が、住み慣れた自宅でできるだけ生活するためには、家族等による介護が不可欠であることから、寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族を支援し、家族の心身及び経済的負担を軽減するために、在宅で6か月以上にわたり、同居の要介護者の介護を主として行っている家族等に、月額5,000円を支給します。

■家族介護者手当支給事業の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数(件/年)	60	52	54	56	58	60

(4) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止のために、虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関や地域住民等と連携しながら虐待防止に努めるとともに、町の広報誌で虐待防止の住民啓発を行います。

また、虐待を行った介護者に対しても助言、指導、相談等の支援を行うとともに、虐待が発生した要因等を分析し、協議会と情報共有を図りながら再発防止に取り組みます。

3 安心安全な地域づくり

(1) 自主防災力の向上

災害が全国的に増加しており、これまで以上の災害時の体制づくりや避難支援、日頃からの見守り体制整備が必要です。

そのため、自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力向上を図るため、リーダーの養成や活動マニュアルの作成、防災訓練等、積極的に支援します。また、個人情報保護に配慮しつつ、高齢者や障がい者等の情報を各関係機関が共有し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めます。

(2) 災害時における支援体制

地震や風水害などの災害時や緊急時に、ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する防災対策は、安心して暮らすために不可欠な課題です。災害時などに迅速かつ的確な対応を図るための体制の整備を推進します。

① 災害時における支援体制の構築

町内全集落で作成している支え愛マップを、各集落の方が中心となり社会福祉協議会や防災担当課、包括支援センターが連携して更新作業を行い、緊急時の情報伝達や避難誘導、避難場所の確保、救助体制の充実を図ります。

② 要援護者台帳の活用

災害時の避難支援等に迅速に対応するため、災害時要援護者管理システムを導入し、台帳を整備しています。

65歳以上の高齢者、障がいのある方や健康に不安があるなどの理由で希望される方について、かかりつけ医や緊急連絡先などの個人情報に記載された「緊急情報カード」の更新を毎年行います。ひとり暮らし高齢者等の日々の見守りや声かけ、緊急時にスムーズに安否確認が行える体制の構築に努めるとともに、普段からの見守り活動にも活用できるように、社会福祉協議会、警察、消防、自治会、民生委員とも情報を共有します。

(3) 交通支援体制整備の推進

路線バスや鉄道等の利用が困難な高齢者の交通支援体制の整備に向け、交通空白地有償運送サービスや、民間の移送サービスの活用を推進するとともに、公共交通担当課等と協議しながら、移動手段の確保に努めます。

(4) 愛の輪訪問員活動

若桜町社会福祉協議会が中心となり、近隣の住民が愛の輪訪問員となって「愛の一声」をかけ、温かい援護の手をさしのべながら、日常生活の不自由な面を補うとともに、緊急時には適切な処置を行うなど、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに努めています。

(5) 地域見守り活動支援事業の推進

安心安全な生活ができるよう、地域で事業を営む事業者と行政が連携し、住民の日常生活での異常等を早期発見する体制を整備するため、県・町・民間の協力的事業者で協定を交わし、見守り活動を行っています。今後も、活動に賛同いただける関係機関を募集し、地域見守りネットワークの充実に取り組みます。

本町では、次の事業者と協定を締結し、見守りなどを行っています。

■ 地域見守り活動支援事業の協定締結業者（順不同）【令和2年11月末時点】

協定 締結 業者	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社新日本海新聞社 ・日本海新聞を発展させる会 ・鳥取いなば農業協同組合 ・鳥取ヤクルト販売株式会社 ・大山乳業農業協同組合 ・鳥取白バラ乳販株式会社 ・鳥取白バラ会 ・鳥取県生活協同組合 ・ヤマト運輸株式会社津山主管支店 ・日本生命保険相互会社鳥取支社 ・日ノ丸産業株式会社 ・鳥取県エルピーガス協会東部支部 ・郵便局株式会社中国支社 ・郵便事業株式会社中国支社 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ゆうちょ銀行鳥取店 ・株式会社かんぽ生命保険鳥取支店 ・鳥取医療生活協同組合 ・明治安田生命保険相互会社山陰支社 ・鳥取ガス産業株式会社 ・鳥取信用金庫 ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社山陰支店鳥取支社 ・東京海上日動火災保険株式会社 ・第一生命保険株式会社 ・株式会社天満屋ストア ・株式会社ティーエスアルフレッサ ・株式会社セイエル ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
----------------	--	--

4 感染症対策における体制整備

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

そのため、介護事業所等が新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においてもサービスを継続するための備えを講じ、職員が感染症に対する理解や知識を有したうえで業務にあたることできるよう、感染症に対する啓発に努めます。

また、感染症発生時も含め、鳥取県や保健所、医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、介護事業所等における感染症対策の支援に努めます。

基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 若桜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が切れ目なく提供される仕組みづくりであり、令和7年を目途に構築することとされています。

また、平成28年6月には、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざすため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、誰もが包摂され活躍できる社会である「一億総活躍社会」の実現をめざすこととされました。

「ニッポン一億総活躍プラン」における取組の一つとして、地域共生社会の実現が掲げられています。これは高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なる全ての方が身近な地域に住民同士が参加しともに支え合い、誰もが役割と居場所をもって活躍できる場をつくることが重要であり、地域包括ケアの理念を普遍化したものとなります。

本町では、平成30年度より支え愛のまちづくり協議会を開催し、住民が住民を支えていく取組について行政、関係機関と連携を図りながら検討を重ねています。包括支援センター、保健センター、生活困窮担当等が定期的に情報共有することで、地域住民の把握に努め、公的サービスと協働しながら地域住民が支えあって生活できるように地域づくりを推進しています。

今後は人口の半数以上が高齢者となることや、年少人口・生産年齢人口だけでなく、高齢者人口も含めて人口減少が進んでいくことが予測されており、より地域の実情に応じた対策が求められることとなります。そのため、地域共生社会の実現をめざして、高齢者、障がい者、子どもなどを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを推進します。

2 在宅医療・介護連携の推進

本町が主体となって推進している在宅医療・介護連携では、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医療計画に基づく医療機能の分化と併行して、在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが必要となります。

本町では、東部医師会在宅医療介護連携推進室が開催する会議へ出席するなど連携を十分に図り、在宅医療・介護連携を推進します。

今後は、看取りに関する取組や地域における認知症の方への対応力の強化に努めるとともに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、在宅医療・介護連携推進事業を活用し、関係者の連携体制や対応を検討していきます。

3 認知症施策の推進

(1) 認知症初期集中支援チームの活動の推進

複数の専門職が認知症の疑いがある方、または認知症の方やその家族を訪問し、観察・評価を行ったうえで、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行います。

また、医療や介護のサービスにつなげていない方や、問題行動がある認知症の方に、サポート医、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士が集まり、適切な支援につながるよう初期集中支援チーム員会議を行うとともに、初期集中支援チーム検討委員会を開催し、チームの活動を支援します。

■ 認知症初期集中支援チームの実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期集中支援チーム員 会議開催回数(回/年)	2	1	2	3	3	3
認知症初期集中支援チーム による支援者数(延人数/年)	4	3	4	6	6	6
初期集中支援チーム検討 委員会会議開催回数(回/年)	0	0	1	1	1	1

(2) 認知症の早期発見と若年性認知症の方への支援

認知症の方の早期発見に向け、タッチパネル式の検査機器を活用した認知症検査を提供できる体制を整備するとともに、集落に出向いて講話や認知症検査を行う「介護予防いきいき出前教室」を実施します。

また、若年性認知症の方に対しては、鳥取県若年性認知症サポートセンターや鳥取県認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、本人の居場所づくり等、家族、職場、地域等を含め、包括的な支援の実施に努めます。

■ 介護予防いきいき出前教室の実績と目標

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防いきいき出前 教室	開催場所(箇所/年)	12	11	0	12	12	12
	参加人数(人/年)	110	74	0	100	105	110

（３）認知症地域支援推進員の活動の推進

包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整、認知症の当事者と家族への相談支援等を行います。

また、認知症に関する理解の促進や、地域における認知症の方と家族の支援体制づくりをめざし、認知症ケアパスの作成や認知症カフェの設置等を行います。

（４）認知症バリアフリーの推進

認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくための障壁を減らしていく、認知症バリアフリーの取組を推進するため、認知症の方が安心して外出できるよう地域の見守り体制を強化するとともに、認知症サポーター等と認知症の方やその家族の支援ニーズに合った支援につなげる仕組みづくりの構築を図ります。

また、認知症の方の権利擁護のために、必要に応じて成年後見制度の利用や申し立て手続き、後見人の選任がスムーズに行えるよう支援します。

（５）関係団体との連携（事業者ネットわかさ）

町内の介護保険サービス事業所等のスタッフ、関係機関が集まり、年6回、連絡会（事業者ネットわかさ）を開催しており、地域の事業所や介護支援専門員同士の相互連携体制の強化やサービスの質の向上を図ります。

また、認知症高齢者や、地域において支援が必要な方等に関する情報を共有し、早期発見や虐待防止につなげるとともに、警察や消防を交えての意見交換を行うことで福祉の垣根を超えた連携・見守り体制の構築に努めます。

（６）認知症サポーターの養成

認知症について正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援するサポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を年1回程度開催します。

また、住民向けに認知症に関する講話・教室を実施するなど、サポーター養成だけでなく、様々な方法で認知症に関する啓発を行います。

■ 認知症サポーター養成講座の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講人数(人/年)	31	10	0	10	20	30
開催回数(回/年)	2	1	0	1	2	3

4 生活支援・介護予防サービスの体制整備

(1) 協議体の設置

生活支援等のサービスの充実のため、「支え愛のまちづくり推進協議会『え〜ど若桜』」を設置し、生活支援コーディネーターが中心となって住民主体の支え合い活動を推進するための施策を検討します。

(2) 生活支援コーディネーターの配置

包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名配置し、協議体のメンバーを中心に情報を共有するとともに、①「支え愛マップづくり」の推進、②声掛け運動の推進、③社会資源マップの作成に取り組みます。

(3) 就労的活動支援コーディネーターの配置

役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする、就労的活動支援コーディネーターについて、配置を検討します。

5 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア会議の運営と課題検討

医療・介護事業所等の関係者と連携するため、「事業者ネットわかさ」(2か月に1回)と、個別の事例を検討する「地域ケア会議」(年3回)を実施します。

地域ケア会議の中で行う事例検討を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域課題を抽出し、多職種で検討することにより、高齢者の自立に向けたよりよい支援方法の発見や、社会資源の開発及び政策形成につなげていきます。

■ 地域ケア会議の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回/年)	3	2	3	3	3	3
個別事例検討数(事例/年)	10	6	7	6	6	6
地域課題の集約(課題解決・政策提言)件数(件/年)	2	1	2	2	2	2

(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

地域ケア会議等を活用しながら多職種協働による町の課題検討、ネットワークの構築に取り組むとともに、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえながら、具体的な施策や、社会資源の開発に向けた取組につなげていきます。

6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

(1) 養護老人ホームへの措置

原則65歳以上で、身体上もしくは精神上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活を継続することが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所措置します。

措置にあたっては、入所判定委員会を開き、対象者の状況を詳しく審査したうえで決定し、母来寮（社会福祉法人 鳥取県厚生事業団）に入所することとなり、入所者の介護ニーズについては、町の被保険者として介護保険サービスを利用することとなります。

■養護老人ホームへの措置の実績と目標

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置人数(人/年)	1	1	1	1	1	1

(2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の確保

全国的に有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

本町では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅はありませんが、近隣市町等の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を利用される方もあります。

ひとり暮らしになっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、多様な介護ニーズに対応した住まいの確保やサービスの質の向上に努めるとともに、未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に鳥取県に情報提供を行います。

7 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護給付等対象サービスや地域支援事業に携わる人材を安定的に確保するための取組が重要であり、少子高齢化が進展し、介護人材の人的制約が強まる中においても、ケアの質を確保しながら必要なサービスを提供されるよう、業務の効率化や資質の向上に取り組むことが不可欠です。

このため、成年後見人の育成研修（外部研修）への参加呼びかけ、認知症サポーター養成研修の実施などの取組を推進するとともに、業務効率化に向けた取組や介護という仕事の魅力の発信に努めていきます。

基本目標4 持続可能な介護保険事業の運営

1 介護保険給付サービスの体系

要支援者に対する給付は、介護予防支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスからなる「予防給付」、要介護者に対する給付は、居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスからなる「介護給付」となっています。

■介護保険給付サービスの体系

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護（老健・介護医療院・病院等） ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護（老健・介護医療院・病院等） ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入費
市町村が指定・監督を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防支援 ◎地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護支援 ◎施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修費 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護

2 介護給付サービスの実績と見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

■訪問介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	19,801	10,185	8,080	12,522	12,529	12,529
	人数(人/月)	34	48	24	26	26	26

② 訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

■訪問入浴介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	1,783	2,151	1,628	1,779	1,780	1,780
	人数(人/月)	3	3	2	3	3	3
予防 給付	給付費(千円/年)	38	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護

通院が困難な常時寝たきりの状態にある要介護者等の居宅に病院や診療所から看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■訪問看護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	13,856	16,234	18,622	23,411	23,424	23,424
	人数(人/月)	22	22	30	32	32	32
予防 給付	給付費(千円/年)	6,369	6,962	7,100	9,845	10,372	10,894
	人数(人/月)	15	18	19	20	21	22

④ 訪問リハビリテーション

通院してリハビリテーションを受けることが困難な要介護者等を対象に居宅に理学療法士等が訪問し、理学療法・作業療法その他のリハビリテーションを行い、要介護者等の心身機能の維持回復と日常生活の自立の促進を図るサービスです。

■訪問リハビリテーションの実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	64	116	200	386	387	387
	人数(人/月)	0	0	1	1	1	1
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅療養管理指導

居宅の要介護者やその家族等を対象に、病院・診療所・薬局等の医師や歯科医師、薬剤師等が介護サービス計画の策定等に必要な情報の提供、介護サービスを利用するうえでの留意点、介護方法等についての指導・助言を行うサービスです。

■居宅療養管理指導の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	1,693	1,848	2,044	2,451	2,547	2,618
	人数(人/月)	21	22	27	28	29	30
予防 給付	給付費(千円/年)	270	317	435	588	654	720
	人数(人/月)	3	4	4	6	7	8

⑥ 通所介護

デイサービスセンターに通所し、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

■通所介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	69,478	68,416	57,929	57,571	53,556	53,556
	人数(人/月)	66	77	63	61	56	56

⑦ 通所リハビリテーション

居宅の要介護者等が介護老人保健施設や病院、診療所等に通所して、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い心身機能の回復と日常生活の自立の促進を図るサービスです。

■通所リハビリテーションの実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	1,606	2,465	1,272	2,407	2,409	2,409
	人数(人/月)	4	3	2	4	4	4
予防 給付	給付費(千円/年)	2,088	2,003	1,293	1,966	1,968	1,968
	人数(人/月)	4	4	3	4	4	4

⑧ 短期入所生活介護

居宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けられるサービスです。

■短期入所生活介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	17,682	16,887	13,530	14,752	14,760	14,760
	人数(人/月)	18	15	11	14	14	14
予防 給付	給付費(千円/年)	275	272	179	196	196	196
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

⑨ 短期入所療養介護

居宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとに行われる介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を受けられるサービスです。

■短期入所療養介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	2,915	1,090	531	1,045	1,045	1,045
	人数(人/月)	2	1	1	1	1	1
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与

介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルするサービスです。

■福祉用具貸与の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	7,859	8,792	9,899	11,177	11,444	11,710
	人数(人/月)	53	58	60	64	66	68
予防 給付	給付費(千円/年)	1,950	2,048	2,490	2,730	2,814	2,898
	人数(人/月)	29	27	29	32	33	34

⑪ 特定福祉用具購入

入浴・排泄などに使う用具は、衛生的配慮から貸与にはなじまないため、特定福祉用具として購入費の一部が支給されます。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象となります。

■特定福祉用具購入の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	501	394	200	420	420	420
	人数(人/月)	2	1	1	1	1	1
予防 給付	給付費(千円/年)	327	265	220	300	300	300
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

⑫ 住宅改修費

要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、廊下、トイレ等への手すりの取り付けや段差の解消を行うサービスです。

■住宅改修費の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	691	659	228	660	660	660
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1
予防 給付	給付費(千円/年)	842	578	185	660	660	660
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等に対して、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

■特定施設入居者生活介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	245	1,180	3,253	6,472	6,475	6,475
	人数(人/月)	0	1	3	3	3	3
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

利用者に対し、サービスの調整・管理及び利用できる限度額の管理を行うサービスです。このサービスは10割全額の給付となっており、利用者の負担はありません。

■居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	17,410	17,747	18,408	19,394	19,958	19,958
	人数(人/月)	101	103	108	112	115	115
予防 給付	給付費(千円/年)	2,001	1,948	2,064	2,238	2,453	2,614
	人数(人/月)	35	37	38	42	46	49

(2) 地域密着型サービス

① 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

■夜間対応型訪問介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

② 認知症対応型共同生活介護

中程度の認知症状態にある要介護者が共同生活（5～9人程度）を行い、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けられるサービスです。

■ 認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が通所介護の施設に通所し、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

■ 認知症対応型通所介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模（入居定員29人以下）となります。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援するサービスです。

■小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	9,245	5,298	4,147	6,167	6,171	6,171
	人数(人/月)	4	3	3	3	3	3
予防 給付	給付費(千円/年)	0	738	62	241	242	242
	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（入居定員29人以下）となります。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型通所介護

「通所介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模（利用定員18人以下）となります。

■地域密着型通所介護の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	17,981	14,744	20,172	26,268	30,169	30,169
	人数(人/月)	23	20	23	31	35	35

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に規定される特別養護老人ホームで、要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられる施設です。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	169,343	174,463	185,236	193,171	193,278	193,278
	人数(人/月)	58	59	60	62	62	62

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状安定期にある寝たきり高齢者等の自立を支援し、病院や施設での長期療養から速やかに家庭への復帰をめざすために、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療的ケアと日常生活サービスを一体的に提供する施設です。

■介護老人保健施設（老人保健施設）の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	134,573	77,806	70,744	77,062	77,105	77,105
	人数(人/月)	41	25	22	24	24	24

③ 介護医療院

長期の療養が必要な要介護者への「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

■介護医療院の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	0	76,887	85,418	91,168	91,219	91,219
	人数(人/月)	0	16	21	22	22	22

④ 介護療養型医療施設（病院）

介護保険法により指定を受けた病院等で、急性期の治療が済んだ後でも、長期にわたる療養を必要とするために介護が受けられる病院等です。

介護療養型医療施設は令和6年3月末をもって廃止となるため、それまでに介護医療院等への転換が必要です。

■介護療養型医療施設（病院）の実績と見込み

		実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円/年)	19,107	2,798	4,572	4,600	4,602	4,602
	人数(人/月)	4	1	1	1	1	1

3 安心できる介護保険の運営

(1) 保険者機能の強化

① 市町村の役割・権限の強化に伴う適正な指導・監督

事業者による介護報酬の不正請求の増加に対応するため、事業者を6年ごとに指定する更新制が導入されているほか、指定の欠格事由に指定取消履歴が加えられています。市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権を認める等、市町村の役割・権限が強化されています。また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務づけられています。

② 地域密着型サービス事業者の指定

平成18年4月の介護保険制度の改正により、新たに地域密着型（介護予防）サービスが創設され、地域密着型サービス（介護予防）事業所の指定及び指導監督等は市町村が行うこととなりました。本町では、地域密着型通所介護サービス事業者の指定を行っており、安定的な供給体制の確保・充実に努めていきます。

③ 介護保険サービスの適正な供給と利用の推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じ、居宅サービス、地域密着型サービスを中心にサービスの充実と質の向上に努めます。各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき必要量を設定するとともに、安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。

また、サービス利用者への情報提供に努めるとともに、低所得者に対する負担軽減措置を含めた支援を図ります。

④ 苦情処理システムの的確な運用

特別養護老人ホームやグループホームなどの介護保険施設系事業所に派遣する介護相談員を今後配置し、入所者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換を行うことにより、それらの解消に努めます。

また、障がい者やその家族等の相談については、迅速に対応できるよう、手話等のコミュニケーション支援を行うとともに、地域のネットワークを活用し、地域での相談支援体制の充実を図ります。

なお、要介護認定等に対する不服申し立てについては「鳥取県介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については「鳥取県国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応します。

⑤ データの利活用の促進

計画を適切に推進していくため、個人情報の取り扱いに配慮しつつ介護レセプトや要介護認定者情報のデータを活用し、実態把握に努めます。

(2) サービスの確保・質の向上

① サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、地域の介護需要に関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報提供を行います。さらに、多様なサービス事業者の参入を促進するため、地域に密着した活動を実施している特定非営利活動法人（NPO法人）等に対して情報提供や意見交換を行うなど、事業展開を促進するための環境づくりを図ります。

② 事業者の介護サービス情報の公表

利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう、全ての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられています。

事業者からのサービス情報を県が年1回程度インターネット等で公表しています。また、サービス情報のうち確認が必要なものは、県が調査を行い、報告内容を確認したうえで公表します。

③ 自己評価システムの促進と第三者評価の推進

各サービス事業者においては、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行います。

④ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、5年ごとの資格更新制に改められ、更新時には研修の受講が義務づけられています。更新しない場合は、資格が停止され実務に携わることはできなくなります。一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了した方を「主任介護支援専門員」として認定する制度が平成18年度の改正時に新設されました。

介護プラン作成における公正・中立性を確保するため、介護支援専門員1人あたりの標準担当件数を超える場合は、報酬の減額を行います。

⑤ 人材の養成・研修体制の充実

住民・事業者・そして町職員等地域ケアに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等、福祉人材の育成と体制整備を図ります。

⑥ 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは住み慣れた地域で安心して生活するためのサービスであることから、サービス事業者との連携を強化し、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

⑦ 施設サービスの質的向上

施設サービスでは、個室・ユニットケアなど新たな取組や身体拘束禁止の趣旨の徹底などを通じて処遇環境の改善を図るとともに、高齢者が心豊かな暮らしができる生活環境の整備を図ります。さらに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、介護サービスの質の向上を図ります。

⑧ 相談・苦情対応体制の充実

介護サービスを利用する方が快適で適正に利用できるよう、各サービス事業所のほか、町、包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応していきます。

⑨ 介護サービス利用者への情報提供の推進

介護を必要とする方及びその家族が、身近なところで必要な情報を得ることができるように、従来の町窓口や包括支援センター等への情報提供に努めます。

⑩ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては厚生労働省が定めた「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年11月）により各事業者においては適切に取り扱われていますが、今後とも情報事故につながらないよう、鳥取県等と連携して各事業所の個人情報の保護について指導します。

（3）業務の効率化

介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、鳥取県や近隣市町、関係団体等と連携して、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化やICT等の活用を推進するよう努めます。

（4）介護サービスの基盤整備

介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅で暮らし続けたいと願う方もいれば、地域の顔なじみの関係の中で助け合いながら生活したい方、施設等に入所して介護を受けたいと希望する方もいます。介護サービスの種類とニーズの双方が多様化している状況下において、高齢者一人ひとりの希望に応じた介護サービスが提供されるよう、鳥取県による広域調整も踏まえ、計画的に必要な基盤整備を行っていきます。

(5) 介護保険制度運営・評価体制

① 公平・公正な認定調査と判定の推進

認定調査を行う際には、公平・公正性を確保することのみならず、認定申請者の人権への配慮が大切であることから、認定調査員に対して、研修受講を呼びかけるとともに、調査時には家族等に同席の意向を確認し、希望の場合は同席していただいています。新規申請の場合は包括支援センター職員が認定調査を行い、更新申請を事業者に委託する場合は、包括支援センター職員が調査内容の検証を行います。

② 保健・福祉・医療の連携

高齢者の在宅生活を支えるためには、保健・福祉・医療に関わる地域ケア体制の充実が求められています。このため、介護保険運営協議会では地域での保健・福祉・医療サービスの連携を推進するための協議を行っていきます。

(6) 介護給付の適正化

高齢化が進み、介護保険サービスの需要がますます高まると同時に、サービスの利用者も増加している中、介護保険制度の持続性を維持するためには、今後さらに介護給付の適正化に取り組んでいく必要があります。

①要介護認定の適正化（認定調査内容の点検）、②ケアプラン点検（居宅介護サービス計画等の点検）、③福祉用具購入及び住宅改修の点検、④国民健康保険連合会の給付適正化システムを活用した縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付サービスを利用された方に対する利用金額等の通知（年2回）を行い、介護給付の適正化に取り組みます。

4 適正な介護保険料をめざして

(1) 介護保険料のあり方について

給付と負担の関係が明確である社会保険制度においては、サービス量が拡大することに伴って、介護保険料が上昇する仕組みとなっています。介護保険料は市町村によって差がありますが、低所得者の負担を抑えつつ、高所得者の負担を引き上げることで対応しています。しかし、高齢者の所得は公的年金が中心であることから、介護保険料の水準が過重なものとならないよう配慮をして保険料を設定します。

(2) 介護保険料の段階設定

高齢化がますます伸展する現状では、介護保険料の上昇は避けられない状況となっています。そうした状況下において、所得段階に応じた介護保険料を設定することで低所得者への負担軽減となるよう、本町では所得段階を9段階に分けた介護保険料を設定します。

(3) 介護保険料の軽減措置

震災、火災、風水害などにより、著しい被害を受けた特別な事情で、主たる生計維持者の収入が著しく減少し、介護保険料の納付が困難であると認められる場合には、申請に基づき一定の基準の範囲内で介護保険料が減免される場合があります。

(4) 特定入所者介護サービス費の給付

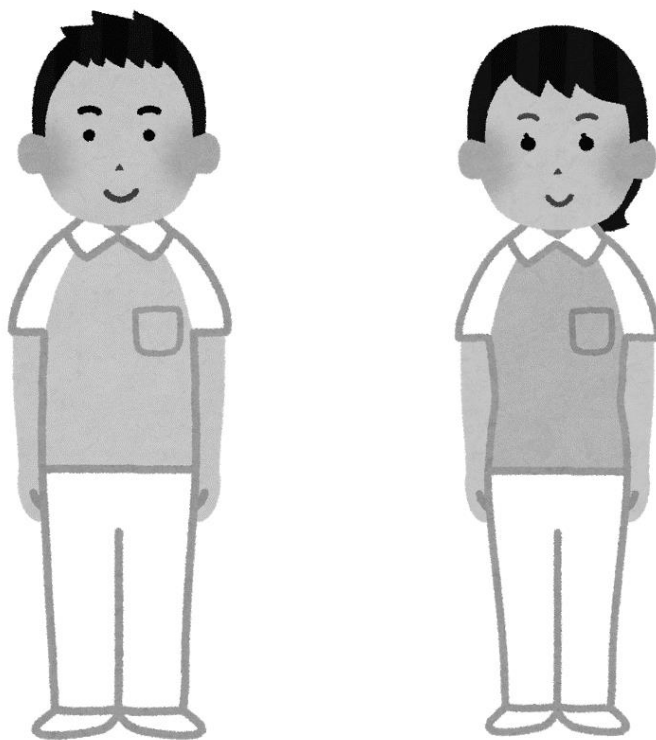
町県民税非課税世帯の要介護者が施設サービスやショートステイを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は、所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減を行います。

(5) 高額介護サービス費の給付

高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用して支払った1割の自己負担額が、1か月の合計で規定額の上限額を超えた分（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯全体の負担額が上限を超えた額）を、高額介護（介護予防）サービス費として支給（払い戻し）する制度です。ただし、この自己負担額には福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担や、施設入所中の食費・居住費（滞在費）及び日常生活費等の利用料は含まれません。

(6) 高額医療合算介護サービス費の給付

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が高額になる場合には、限度額（年額）を超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。



5 介護保険料の推計

計画期間における介護保険サービス見込量は、介護保険サービスの利用実績の推移から、今後の利用状況を見込んだうえで、要介護等認定者数の見込みや施設の整備方針などを踏まえ、以下のとおり推計しました。

(1) 総給付費の見込み

① 介護予防サービス見込量

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
① 介護予防サービス						
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円/年)	9,845	10,372	10,894	10,372	6,393
	回数(回/月)	171.0	180.0	189.0	180.0	111.0
	人数(人/月)	20	21	22	21	13
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	588	654	720	654	360
	人数(人/月)	6	7	8	7	4
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円/年)	1,966	1,968	1,968	1,968	1,476
	人数(人/月)	4	4	4	4	3
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円/年)	196	196	196	196	196
	回数(回/月)	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円/年)	2,730	2,814	2,898	2,556	1,878
	人数(人/月)	32	33	34	30	22
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円/年)	300	300	300	300	300
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円/年)	660	660	660	660	660
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
② 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	241	242	242	242	242
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
③ 介護予防支援	給付費(千円/年)	2,238	2,453	2,614	2,186	2,077
	人数(人/月)	42	46	49	41	39

② 介護サービス見込量

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
① 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円/年)	12,522	12,529	12,529	12,529	8,208
	回数(回/月)	185.0	185.0	185.0	185.0	118.8
	人数(人/月)	26	26	26	26	17
訪問入浴介護	給付費(千円/年)	1,779	1,780	1,780	1,780	890
	回数(回/月)	13.0	13.0	13.0	13.0	6.5
	人数(人/月)	3	3	3	3	1
訪問看護	給付費(千円/年)	23,411	23,424	23,424	23,544	11,616
	回数(回/月)	338.7	338.7	338.7	333.6	169.9
	人数(人/月)	32	32	32	31	16
訪問 リハビリテーション	給付費(千円/年)	386	387	387	387	387
	回数(回/月)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	2,451	2,547	2,618	2,200	1,465
	人数(人/月)	28	29	30	25	17
通所介護	給付費(千円/年)	57,571	53,556	53,556	52,819	42,494
	回数(回/月)	570.7	525.7	525.7	516.7	427.8
	人数(人/月)	61	56	56	55	45
通所 リハビリテーション	給付費(千円/年)	2,407	2,409	2,409	2,409	2,409
	回数(回/月)	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
	人数(人/月)	4	4	4	4	4
短期入所生活介護	給付費(千円/年)	14,752	14,760	14,760	14,760	11,280
	回数(回/月)	168.1	168.1	168.1	168.1	131.2
	人数(人/月)	14	14	14	14	10
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円/年)	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
	回数(回/月)	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
	人数(人/月)	1	1	1	1	1

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
① 居宅サービス						
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円/年)	11,177	11,444	11,710	11,223	7,626
	人数(人/月)	64	66	68	65	44
特定福祉用具 購入費	給付費(千円/年)	420	420	420	420	420
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
住宅改修	給付費(千円/年)	660	660	660	660	660
	人数(人/月)	1	1	1	1	1
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円/年)	6,472	6,475	6,475	3,286	3,286
	人数(人/月)	3	3	3	1	1
② 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
夜間対応型 訪問介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	給付費(千円/年)	26,268	30,169	30,169	28,296	18,022
	回数(回/月)	251.0	290.0	290.0	272.6	172.0
	人数(人/月)	31	35	35	33	22
認知症対応型 通所介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円/年)	6,167	6,171	6,171	6,171	4,357
	人数(人/月)	3	3	3	3	2
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型特定施 設入居者生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	
③ 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円/年)	193,171	193,278	193,278	190,454	136,779	
	人数(人/月)	62	62	62	61	44	
介護老人保健施設	給付費(千円/年)	77,062	77,105	77,105	73,473	57,113	
	人数(人/月)	24	24	24	23	18	
介護医療院	給付費(千円/年)	91,168	91,219	91,219	91,547	91,547	
	人数(人/月)	22	22	22	22	22	
介護療養型 医療施設	給付費(千円/年)	4,600	4,602	4,602			
	人数(人/月)	1	1	1			
④ 居宅介護支援							
		給付費(千円/年)	19,394	19,958	19,958	19,047	13,776
		人数(人/月)	112	115	115	110	80

③ 総給付費の推計

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
総給付費		571,647	573,597	574,767	555,184	426,962
在宅サービス	給付費(千円/年)	199,174	200,918	202,088	196,424	138,237
居住系サービス	給付費(千円/年)	6,472	6,475	6,475	3,286	3,286
施設サービス	給付費(千円/年)	366,001	366,204	366,204	355,474	285,439

(2) 第8期計画期間における基準月額保険料の設定

第8期介護保険料及び事業費の設定は、下記のとおりとなります。

① 標準給付費見込額

単位：千円

	合計	第8期			令和 7年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
総給付費	1,720,011	571,647	573,597	574,767	555,184	426,962
特定入所者 介護サービス費等給付額	85,622	29,986	27,866	27,770	27,141	19,874
高額介護サービス費等給付額	38,289	12,859	12,735	12,695	12,402	9,070
高額医療合算 介護サービス費等給付額	6,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,700
算定対象審査支払手数料	1,881	629	627	625	611	447
標準給付費見込額	1,851,803	617,121	616,825	617,857	597,339	458,053

② 地域支援事業費

単位:千円

	合計	第8期			令和 7年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護予防・日常生活支援 総合事業	82,460	27,520	27,470	27,470	24,598	20,253
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業	31,921	10,461	10,639	10,821	10,212	10,212
包括的支援事業 (社会保障充実分)	3,874	1,358	1,258	1,258	1,071	1,071
地域支援事業費	118,255	39,339	39,367	39,549	35,881	31,536

③ 調整交付金及び準備基金等

単位:千円、%

	合計	第8期			令和 7年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
標準給付見込額	1,851,803	617,121	616,825	617,857	597,339	458,053
地域支援事業費	118,255	39,339	39,367	39,549	35,881	31,536
第1号被保険者負担分相当額	453,113	150,986	150,924	151,203	148,173	131,210
調整交付金相当額	96,713	32,232	32,215	32,266	31,097	23,915
調整交付金見込交付割合		11.16	10.83	10.56	10.51	12.47
調整交付金見込額	209,866	71,942	69,777	68,147	65,366	59,645
準備基金取崩額	27,150				0	0
保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額	5,244				1,748	1,748
保険料収納率	99.00				99.00	99.00

④ 介護保険料基準月額の算定

単位:円、%

	第8期	令和 7年度	令和 22年度
第8期第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)	6,500	7,453	9,039
(参考)準備基金取崩額の影響額	574	0	0
(参考)第7期との増減率(保険料の基準額)	0.0	14.7	39.1

⑤ 第1号被保険者保険料（第8期）の設定

単位：円

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の30%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	23,400
第2段階	基準額の50%	住民税非課税世帯(課税年金収入等が80 万円超120万円以下)	39,000
第3段階	基準額の70%	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	54,600
第4段階	基準額の90%	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円以下)	70,200
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円超)	78,000
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	93,600
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上210万円未満)	101,400
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人所得が210万円以上320万円未満)	117,000
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人所得が320万円以上)	132,600

資料編

資料編

1 若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成10年11月11日告示第44号
改正 平成27年3月1日告示第96号
平成28年1月31日告示第80号

(設置目的)

第1条 若桜町介護保険事業計画及び若桜町高齢者福祉計画の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得てその内容の検討をするため、若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、若桜町介護保険計画及び若桜町高齢者福祉計画の策定にあたり、関係者の意見をその内容に反映させるために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織し、町長が委嘱する。

2 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を統括し、代表する。

2 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、策定委員の会議に必要な応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、町民福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成26年2月1日以降に委嘱された委員の任期は、第3条の3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月1日告示第96号)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月31日告示第80号)

この要綱は、平成28年1月31日から施行する。

2 若桜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会名簿

【敬称略・順不同】

役 職	氏 名	備 考
若桜町社会福祉協議会会長	川 戸 伸 二	委員長
若桜町民生児童委員協議会会長	長 尾 正 重	
若桜柿坂医院 医師	柿 坂 彩 子	
わかさ生協診療所所長	守 山 泰 生	
わかさ・あすなろ施設長	右 近 秀 明	
若桜町社会福祉協議会介護支援専門員	北 本 小 百 合	
若桜町老人クラブ連合会会長	坂 本 等	
若桜町老人クラブ連合会副会長 (女性委員長)	小 倉 桂 子	副委員長
第2号被保険者代表	錫 木 百 合 江	
第2号被保険者代表	福 田 浩 子	
若桜町保健師	山 根 葉 子	

**若桜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)**

発行日 令和3年3月

発行 若桜町 町民福祉課

〒680-0792

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜 801 番地5

TEL 0858-82-2232 FAX 0858-82-0134